慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	創刊年の『交詢雑誌』を読む：「知識交換・世務諮詢」の意義
Sub Title	Kojyun Zasshi in 1880: a study of the numbers in its inaugural year
Author	松崎, 欣一(Matsuzaki, Kinichi)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	2005
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). No.22 (2005.) ,p.45- 102
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集・交詢社創立百二十五年
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20050000-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近代日本研究第二十二巻（二〇〇五年）
特集・交詢社創立百二十五年

創刊年の『交詢雑誌』を読む——「知識交換・世務諮詢」の意義——

松崎欣一

一　はじめに

明治十三年一月二十五日、交詢社は東京芝の青松寺において出席者五九六名を集めて発会式を行った[1]。社則第一条には、「本社ノ目的ハ社員タル者互ニ知識ヲ交換シ世務ヲ諮詢スルニ在リ」としてその設立の目的が明記されている。「交詢社」という社名の由来もそこにあった[2]。

交詢社の設立準備は前年の半ば頃から始まっていたようである。その事情は当時の慶應義塾の主だった人々に宛てられた福沢諭吉の書簡に見ることが出来る。十二年七月三十一日付の阿部泰蔵に宛てた福沢書簡の一節には、「先日も一寸御話申上候社中集会の義に付、先づ其下相談致度、就ては八月四日午後一時頃より拙宅え御来車被下度、尤此度は五、六名の内会なり。其含にて御出奉願候[3]」と記されている。慶應義塾の「社中集会」

の下相談のために福沢宅への来宅を求めるものであるが、「五、六名の内会」に参集したのは、阿部のほかに、小幡篤次郎、森下岩楠、矢野文雄、早矢仕有的らであった[4]。また、同年八月十五日付で中津市学校の校長として赴任していた猪飼麻次郎に宛てた福沢書簡では、「本塾は相替事なし。此程中より小幡其外社友四、五名の発起にて旧友結社の事を相談致居候。議決の上は詳に可申上候[5]」と伝えている。いずれにしても、「社中集会」でありまた「旧友結社」であって、当初は慶應義塾関係者の同窓会的な組織が考えられたようであるが、最終的には「朝野雅俗、貴賤貧富を問はず広く社員を会せん[6]」ということとなって、慶應義塾の枠を超えてより幅広く人材を結集した一種の社会教育機関として発足したのである。役員として常議員二十四名が投票により選出されたが、得票順に列記すれば次の通りである[7]。

福沢諭吉＊　小幡篤次郎＊　西周（東京学士会院会員）　早矢仕有的＊　藤田茂吉＊　矢野文雄＊　栗本鋤雲（東京学士会院会員）　箕作秋坪（東京学士会院会員）　菊地大麓（東京大学理学部教授）　江木高遠（外務一等書記官）　小泉信吉＊　馬場辰猪＊　石黒忠悳（陸軍軍医）　中上川彦次郎＊　由利公正（もと元老院議官）　荘田平五郎＊　箕浦勝人＊　熊谷武五郎（第四十四銀行頭取）　林正明＊　朝吹英二＊　肥田浜五郎（宮内省御用掛）　小野梓（地方官会議御用掛）　岩崎小次郎（大蔵少書記官）　吉原重俊（大蔵省議案局長）

このうち、常議員長として福沢諭吉、常議員副長として西周、幹事として小幡篤次郎が投票により選出されている。また、慶應義塾関係者は＊印を付した十二名で全体の半数を占めているが、他は（　）内に示したようなさまざまな人物が含まれている。発足当初の社員数は一、七六七名であった。そのうち東京在住者は全体の約三分の一で六三九名、三分の二は地方在住者であった[8]。

付表1は、『交詢雑誌』第四二号（明治十四年三月二十五日刊）として刊行された「交詢社員姓名録」により、交詢社員の職業分類のあらましを示したものである。「姓名録」は前年三月にも刊行されているが、ここでは社員の姓名、住所、職業について前年の「イロハ分け」と「国分け」に加えて、新たに「職業分門録」の部を設けている。社員の実態をより明確に示そうとしたものであろう。「無記業」一〇二名、「本社役員」一〇名、「本社常議員」二四名を除く、計一、四五三名について、「官省・地方官」をはじめとして十四部門に大別し、さらに「官省・地方官」であれば各省、各県に類別してそれぞれの姓名が示されている。百分率の計算は少数以下第二位を四捨五入しているので合計数字は百を若干超えている。付表の分類表示の配列は「姓名録」の通りであるが、「官省並地方官」に類別される社員数が最も多く、三三七名（二三・五％）である。以下、「商」二二六名（一五・八％）、「農」二〇五名（一四・三％）、「学校教員」一六六名（一一・六％）、「学者」九九名（六・九％）と続き、さらに、「会社」八五名、「銀行」八四名「工業・運漕」七二名、「新聞・雑誌」五七名、「医師」四八名、「代言・代書」および「県会議員」各一九名、「華族・家扶」および「教導職」各一八名となっている。交詢社がきわめて多様な人材を擁した組織として出発したことが分かる。

交詢社の本局は東京に置かれたが、発足直後の十三年二月に開かれた「函館交詢会」を皮切りに各地に地域ごとの「交詢会」が組織され、さらにそれらの規模が拡大して、十四年八月には神戸に「兵神交詢支社」が設立されるなど地方支社が相次いで設置されている。(9)

交詢社の主要な活動としては、『交詢雑誌』の定期刊行、大会や随意談会の開催、各地に巡回委員を派遣しての演説会の開催などがあった。十四年四月二十五日刊行の『交詢雑誌』四五号に発表された「私擬憲法案」は、君民共治、二院制、議院内閣制、財産制限選挙などを規定した交詢社案として、各地の新聞に転載されて

	開通社	2
	開坑社	1
	開進社	2
	刈谷殖産会社	1
	金沢為換社	1
	兜町製紙局	1
	鹿児島物産会社	1
	中津鶴屋会社	3
	山田物産会社	2
	丸屋商社	3
	藤井商社	1
	普通社	1
	淡路共立社	1
	佐藤組	1
	三精社	1
	生糸改良社	1
	起立工商会社	2
	魚鳥会社	2
	共立商社	1
	三菱会社	33
	私立製紙会社	1
	新燧社	9
	精米社	1
	計	85(5.9%)
県会議員	計	19(1.3%)
工業・運漕	鋳物業	2
	玻璃製造	1
	機業	18
	紡糸	6
	牧牛	2
	陶器製造	1
	造船	3
	農具鍛冶	1
	活版	5
	養蚕製糸	10
	鯨猟	2
	建築受負	1
	航海	4
	礦業	5
	工業家	1
	機械製造	1
	殖産家	1
	製茶	3
	製藍	2
	製薬	2
	西洋抄紙	1
	計	72(5.0%)
銀行	計	84(5.9%)
教導職	計	18(1.3%)
新聞・雑誌	計	57(4.0%)
商	商	68
	糸商	10
	旅籠商	3
	米商	5
	唐物商	4
	時計商	2
	茶商	1
	布商	1
	温泉宿	5
	仲商	1
	金物商	3
	紙商	2
	煙草商	1
	廻船問屋	8
	薬種商	14
	呉服太物商	12
	藍商	7
	荒物商	2
	油商	4
	麻商	1
	裁縫商	2
	材木商	8
	砂糖商	2
	雑商	6
	質屋・金貸	5
	書林	9
	筆墨商	1
	醤油商	8
	造酒商	28
	西洋小間物	2
	炭薪商	1
	計	226(15.8%)

付表１　交詢社員職業分類（明治13年）

官省并地方官	太政官	8
	元老院	5
	外務省	24
	内務省	23
	大蔵省	24
	陸軍省	10
	海軍省	6
	文部省	3
	工部省	7
	司法省	12
	地租改正局	1
	開拓使	14
	東京府	4
	京都府	3
	大阪府	1
	神奈川県	14
	兵庫県	16
	長崎県	5
	新潟県	5
	埼玉県	14
	群馬県	3
	千葉県	22
	茨城県	1
	橡木県	2
	三重県	10
	愛知県	8
	静岡県	2
	山梨県	1
	滋賀県	3
	岐阜県	1
	長野県	14
	福島県	6
	岩手県	3
	青森県	3
	秋田県	7
	山形県	1
	石川県	4
	福井県	1
	島根県	1
	岡山県	2
	広島県	6
	山口県	1
	和歌山県	5
	徳島県	3
	高知県	3
	福岡県	1
	大分県	16
	鹿児島県	8
	計	337(23.5%)
学校教員	大学部	5
	師範学校	44
	中学校	43
	小学校・私学	64
	商法学校	8
	商船学校	2
	計	166(11.6%)
学者	学士会院	4
	博物学者	1
	法律学者	7
	簿記学者	2
	理学者	1
	和学者	1
	海上機械学者	1
	画学者・油絵師	2
	農学者	5
	化学者	3
	薬学者	1
	工学士	2
	古物学士	1
	英学者	66
	支那学者	1
	機械学者	1
	計	99(6.9%)
代言・代書	計	19(1.3%)
医師	普通医	44
	歯科医	4
	計	48(3.3%)
農	計	205(14.3%)
華族・家扶	計	18(1.3%)
会社	新潟物産会社	3
	貿易社	1
	貿易商社	4
	米商会社	2
	豊永組	1
	治河協力社	1
	太田開産会社	1

多くの影響を残していることはよく知られているが、本稿は、『交詢雑誌』が具体的にどのような記事によって構成されているかの分析することを通じて、交詢社の創設意図がどこにあったのか、「知識ヲ交換シ世務ヲ諮詢スル」ことの意義がどこにあったのかを検証しようとするものである。このことは掲載されたさまざまな記事に反映する当時の日本の社会状況を浮かび上がらせることにもなるはずである。当面の分析の対象は、主として交詢社創立の年の明治十三年中に刊行された『交詢雑誌』全三十三号分とする。

二　「交詢社設立之大意」

『交詢雑誌』創刊号の刊行は発会式直後の明治十三年二月五日であった。機関誌発行の趣旨は、発会の準備過程にまとめられた明治十二年九月三十日の日付のある社則前文「交詢社設立之大意」[10]に詳しい。それは、社則第一条に交詢社設立の目的として説かれる、「知識ヲ交換シ世務ヲ諮詢スル」の意義を敷衍するものであって、まず前段の知識を交換することの意義が次のように説かれている。

学問の道は学校のみに在らず、又読書のみに在らず。学校に入て諸科の学を学び、家に居て百家の書を読むも、限ある一人の力を以て千緒万端この繁多なる世の中の事に当たらんとするは、迚も叶ふ可きことに非ず。況や家の都合又身の有様に由て、読書学問の余暇なき者も多きに於てをや。されば人々雅俗の別なく、其知る所を告げて、知らざる所を人に聞くは最も大切なることにして、譬へば、我が一つ知る事を十人に告げて、十人の知る事を我に聞けば、一を以て十に交易する割合なり。之を活世界の活学問と云ふ。即ち知識を交換するとは此事なり。

「知る所を告げて」「知らざる所を人に聞く」のは最も大切なることであるというのであるが、その実際がさらに具体的に例示されているすなわち、漢書を読んで洋書を知らざる者は洋学者に、洋学に達して国学に不案内なる者は国学者に質問すべきであること、また、商人は農業の有様を百姓に、農家は商売の事情を市人に、学者士族が農工商に営業の実際を質し、そして、農工商が学者士族に思想の方向を尋ね、官人が人民の苦楽を問い、人民が政府の情を解するがごときは、いずれも「学校外の活学問」であって、それが「知識を交換する」ということになるというのである。続いて、後段の「世務を諮詢する」ことの意義が説明される。

夫婦親子家に居るのみにては世の中は渡る可らず。人間には必ず他の関係あるものなり。近隣の附合あり、朋友の往来あり、一村一町より一郡一県に至るまで、多少の関係あらざるはなし。之を人間社会の交際と云ふ。既に交際の路を開くときは、親戚相救ひ朋友相助るは無論、他人に対しても商売の取引あり、金銭の貸借あり、売る者あり、買ふ者あり、雇ふ者あり、雇はるゝ者あり、共に公業を起す者あり、独り私事に従ふ者あり、分離して復た合併する者あり、合併して復た分離する者あり、其繁多なること名状に堪へず。之を世務と云ふ。如何なる英雄豪傑にても、此繁多なる世務を処するに独断を以てして果たして過ちなき者はなかる可し。必ず他人に相談を要することならん。社則所記の諮詢とは即ち相談の義にして本社に於ては社員相互に此世務を相談するの目的なり。

どんな「英雄豪傑」であっても、「人間社会の交際」を離れては世の中を渡ること、すなわち「繁多なる世務」に対処し得ない。「独断」を以てして過たない者はなく、必ず他人に「相談」をすること、つまりは「世務を諮詢する」ことが求められ、交詢社がそれを果たす場となることが期待されるという。そして、そのことはさらに次のように説明されている。すなわち、「茫々たる宇宙、無数の人、互に之を他人視して独歩孤立する

は、最も淋しき事」であり、「地方の人が始めて都下に出たる其時には、仮令ひ嚢中に銭あるも、知る人なくしては一泊の宿にも方向に迷ふ」ものである。また、「都会に住居して都鄙の交際甚だ広しと称する人物」であっても、その人に交ることは「唯一時の交際にして、別後嘗て消息を通ずること」もなく、「他日地方に旅行のときも空しく知己の門前を過ぎて主人を見ざること」が多い。また、「旅中」、苦難は多いもので、「腹痛に医薬」を得られないこともあり、「難船より上陸して一時の救急を求る」こともある。仮にその地方に「同社と称し友と称するもの」があれば「その安心喜悦」は、「空谷の足音」つまりは寂しく暮らしているときに受ける人の訪れに等しいというべきであろう。「世務諮詢」とはそうしたことにまで及ぶものと考える。今回の交詢社設立に当たっては「都鄙社員」の住所録を編成して時々配布するはずである。社員諸君はこの意を汲んで「世務諮詢」の趣旨を生かすことを望むというのである。

「交詢社設立之大意」は文末の一段にさらに次のように述べている。

古来「筆端に舌あり筆以て遠方の人に語る可し」と言われるが、「電信郵便の法」に加えるに「蒸気船の便」もある今日にあっては、「国内辺陬の地」といえども、その文通に七日以上を費やすものは稀であろう。まさに「筆端に舌あり、又羽翼を生ず」ともいうべきことになったのであり、その便利なことは恰も「全日本国を翻して一小都邑に変じ、長崎と箱館とを合して合壁の隣家と為したるもの」に異ならない。交詢社は専らこの便利を活用しようとする。したがって、本局には常に「幹事」「書記」を置いて「常議員」と協議し、「各地方社員の文通に応じて本局の所見を報じ、或は各社員の意見を承て又之を通ずる」などすべて「応酬の便」を欠くことのないよう配慮する。以上が今回結社の目的であるが、そもそも、「王政一新廃藩置県の後は、社会旧来の仕組みを一変して人々の独立の精神は稍や成長」したように見えるけれども、「人間最第一の緊要たる社

会結合の一事」に至っては未だその体を成していない。「藩名」により「社」を結ぼうにもすでにその「藩」はない。「県名」にしてもこれは新しすぎて慣れていない。「生国の国名」に依らんとしても漠然として広きに過ぎる。また、「同郷竹馬の友を会せん」としてもこれは狭きに過ぎて事を謀るに足りない。このままに捨て置いては「結合の縁」はますます消滅して、「独立」は性を変じて「孤立」に至ってしまう。国のために憂うべきものこれ以上のものはない。識者の言に「人類結合の堅固なるは生誕の土地に依るに非ず、職業の異同に依るに非ず、唯同一の主義に依て意見を同うするものを最とす」というが、我々はこれに同意するものである。近頃、世上に「社を結ぶもの」は少なくない。その目的は、「商売工業」でなければ、「文学技芸、救助保護」などのことであって、これらは世に益するものであるけれども、我々は、「一科一事、専門の結社よりも先づ人間最第一の緊要たる社会結合の旨を達する」がために、「世に先ちて一社を結び、其社漸く体を成すに従て社中又社を結び漸次に専門に従事せん」と望むものである。開国以来二十年、「人心の顛覆紊乱未だ嘗て定まる所」を見ない。「今日にして早く其結を求るに非ざれば、遂に救ふ可らざる」事態になることは必定であって、「他を顧るに遑」はないのである。

このように、「創立事務委員」（小幡篤次郎、江木高遠、小泉信吉、荘田平五郎、早矢仕有的）[11]の名において綴られた「交詢社設立之大意」は、なお「追加」として七項目の条項を付加している。その第三項には、「地方の人は毎会の出席難かるべきは無論なり。故に此社を利用せんと思はゞ、何事に限らず書信にて聞合せ有りたし。事柄により或は行届かざる事もあるべきなれども、成丈けは社員或は其外にも問合せ委曲の返書を出すべし。又雑誌等の発出を以て各地よりの報告を怠慢なく申送るべし」[12]と記されている。また「社則」本文の第四条・第四節には、「総テ社員タル者ハ本社ノ目的ニ従ヒ本局或ハ社員ノ間ニ往来シテ知識ヲ交換シ世務ヲ諮

詢シ会合ニ出席シ、役員ヲ選挙シ、本社ヨリ発出スル諸報告雑誌ヲ得、社有の書籍新聞紙ヲ読ミ、二名以下ノ友人ヲ会合ノ席ニ同伴スルノ諸権利ヲ有ス」[13]とある。交詢社の主要な活動は、ほかに「社則」第五条・第一節および第三節に規定された東京で開く大会（毎年四月）、小会（毎年二、六、十、十二月）が予定された[14]。大会は「役員ノ更選、社則ノ改定、本社ノ利害ニ関スル重事」について、また小会は「社則ニ従テ創起ス可キ事件」について議すべきものとされ、定足数は大会が全社員五分の一、小会が同じく十分の一と規定されている。第一回の小会は、発会式の翌二月二十九日に開かれることになったが、定足数に充たず流会となり、さらに翌四月二十四、二十五両日に開催された第一回大会における社則改定で、小会に関する規定が削除された。三分の二に及ぶ地方在住者を擁する全国組織としては、定足数を厳密に決めた年四回の小会の開催は実情にそぐわないものであった。その意味でも機関雑誌の刊行はきわめて重要な意義をもっていたといえるであろう。なお、「社則」第四条・第二節および第三節によれば、社員の入社金は二円であるが、毎月の拠出金は東京の社員一円に対して地方社員は五十銭となっている[15]。東京を拠点とする活動に地方社員が参加しにくい点に配慮したものと考えられる。

ところで、交詢社発会式の際に福沢は一場の演説をしているが、それは交詢社設立の趣旨について、旧藩の果たした役割を例示して説明するものであった。三百諸侯の各藩は今日でいえばひとつの会社のごときものであって、藩士から領民まで人心を結合して有形、無形の事物を一処に集めている。そして、三都にあるそれぞれの藩邸は本社の「コルレスポンダント」（支社、取引先）となり、人物の往来、書簡のやり取り、為替の取組み、物品の売買までを一切万事を取り仕切り、また他藩と通じ全国の景況を知る窓口となる。もとより藩なる存在は「新聞探偵」或いは「商売運送」のことを行うものでもなく、また「知者の叢淵」「学士の集会」で

もない。それにもかかわらず、「藩士藩民」がこのような利便を得られるのは、ひとえに藩が「衆知識を集めて又これを散ずるの中心」となっていたからである。「封建三百藩」の働きは「政治上の得失」を離れて「社会上の利害」の点で見れば少なからざるものがあったのだというのである。わが交詢社の目的は「全国人民」のためにまさにこの「知識集散の一中心」たることにある。およそ「事物の運動」には中心がなければ用をなさない。地球に引力あって万物が皆地面に向かい、政府あって国民が皆政治の方向を一にするごとく、また兵隊に旗章、汽車にステーション、電信郵便に中央局、財政資本に銀行あるがごとくにである。人間世界は多事にしていずれも「諮詢」を要することが多い。まさに「千様百態」の身分、職業の人々を集めた交詢社がその「諮詢」の中心となって、十の問題を集めて百方に質し、百の意見を集めて千人に報じ、これを口に伝えまた郵便電信に附し、また或はこれを集めて随時発兌の雑誌に記して、「衆智を合して大智と為すの便利」は決して少なくない。その大きさは「一隅に僻在して世間の交通を絶ち」、わずかに「近隣合壁二、三の人を友として心事世務を談ずる者」とは比較にならないであろう。わが社員は「人知交通の一大機関を発明工夫」したのである。今後の交詢社の発展は疑いないところであると結んでいる。(16)

後年、この交詢社発会式について振り返った鎌田栄吉は、「その時の福沢先生の演説は非常に面白い。先づ何故に斯ういふ交詢社といふものが必要かといふことを演説されたが、その前に交詢社設立の由来とかいふ名文が出ましたが、その趣意書とは違ったことを述べられました」と述べて、福沢の演説を「非常に名論であった」といい、さらに同じ時の西周の演説も「名論」であったが、「それでも福沢先生やうに華かに面白くいふことはできなかつたやうに拝聴した」といっている。(17) ここで、鎌田のいう「交詢社設立の由来とかいふ名文」とは交詢社設立の準備段階に起草された社則前文である「交詢社設立之大意」のことであろう。鎌田の文意は

やや不明瞭であるが、「名論」といい、「名文」と述べて「交詢社設立之大意」も福沢の執筆であることを前提とした話となっているように思える。鎌田が福沢は演説で「その趣意書」とは違ったことを述べたといっているのは、趣意書では説明のための例示として旧藩のことについて触れておらず、説明の仕方が演説と趣意書とでは違ったと述べていると見ることが出来るのではないだろうか。福沢の演説の趣旨は「交詢社設立之大意」に述べる趣旨と軌を一にしているといってよい。「創立事務委員」の名によって公表されている「交詢社設立之大意」の実際の執筆者は文意および文体の上からも福沢諭吉であったとみて不自然ではないように思われる。[18]

三　『交詢雑誌』の刊行

『交詢雑誌』[19]は当初、版型は四六版、二十四ページ、旬刊（毎月五、十五、二十五日）で刊行されている。第二十五号からは四六倍版、二十ページだてとなり実質的な増ページが図られている。表紙見返しに掲載された「例言」には本誌の特質がよく示されている。

例言

一、本誌印刷ノ旨趣ハ、本局ヨリ社員ヘノ報告、社員ヨリ本局ヘノ通知、本局ト社員トノ間ニ問答セル緊要ノ事項、及ビ社員ノ演説論文等ヲ蒐録スルニ在リ。故ニ各社員ハ、本局ヨリ問合スル事ニ付、速ニ答書を寄セ、且社員ノ見聞ニ供シテ益アルベキ事項論説アラバ、務メテ本局ニ報知セラレンヲ請フ

一、本誌ノ発出ハ毎月凡ソ三号ヲ度トス。故ニ社員ノ報知モ一々之ヲ登録スルヲ得ザルコトアル可シ。

一、本誌ハ社員ヘノミ頒布スルモノニシテ、一切売買ヲ禁ズ。

定税逓送免許

明治十三年二月五日

○緒言
○交社記事
○發會記事
○創立事務委員報告
○發會演說
○交詢社創立會祝詞交詢字義

交詢雜誌

第壹號

明治十三年二月一日出版御届濟

東京京橋區南鍋町二丁目十二番地

出版　交詢社
幹事　小幡篤次郎
校閲　阿部泰藏
編輯　四屋純三郎
印刷　飯田平作

禁賣買

『交詢雑誌』創刊号表紙・裏表紙（福沢研究センター蔵）

機関誌の刊行には、第一項にみるように東京本局を軸として全国に広がる社員間の「知識交換・世務諮詢」の実践の場としての機能が期待されたのである。社員にのみ頒布し、一切売買を禁ずるというのも、前節にみた「交詢社設立之大意」に、「同一の主義に依て意見を同うするもの」が、「世に先ちて一社を結ぶ」ことに意義を認めたことの具体的な表明とみてよいのであろう。このことは、裏表紙の左肩に社員の氏名を書き入れるための細罫の枠があり、左下隅には「禁売買」の文字が罫で囲んで印刷されているところにも示されている。第二号からは氏名記入枠は飾り罫となり、第三号からは住所氏名を印刷した小紙片がそこに貼付されるようになっている。『交詢雑誌』第十号（明治十三年五月五日刊）に、第一回大会における幹事小幡篤次郎の報告が掲載されているが、それによれば、社員の現在数は一、七九五名であり、『交詢雑誌』第八号までの印刷部数は合計一五、六七一部であったという。一号につき二千部弱の発行であったことになる。ほぼ

社員数に見合う部数であったといってよいであろう。もとより、実際の読者が社員に限られるわけでないのはいうまでもなく、本誌の流通あるいは普及の範囲がどれほどのものであったかについてはなお注意を向けるべき課題として残されている。

創刊号の「緒言」[20]には、「本社ハ貨物ノ運輸ニ従事セズト雖モ、其目的タル知識交換世務諮詢ハ即チ無形無物の貿易運輸ナリ」として、『交詢雑誌』の刊行趣旨がさらに次のように説明されている。

「交詢社」は「知識交換・世務諮詢」という「無形無物の貿易運輸」のための機関というべきものである。その実際は、社員の集会、書信の交換、また社員甲に問い乙に告げ、さらに乙より丙に伝える情報交換などにより果たされるであろうが、「其用甚ダ狭ク猶徒歩シテ貨物ヲ運輸スル」がごとき状態で必ずしも効率が良いとはいえない。また「各社員ノ意見、各地ノ形況、其他百般ノ事ヲ聞見スルモ、普ク之ヲ社員ニ通ズル」ことは不可能である。そのため、毎月三回雑誌を刊行するというのである。通常、世間の新聞雑誌等は「編輯人」のもとでその社の意見を「社説」により発表し、探訪し得た事件を「雑報」として報ずるものである。しかし、『交詢雑誌』は「社員ノ報知ヲ登載シテ社員ニ伝フルヲ旨趣」とするものであり、たとえれば雑誌は「舟車」のごときもので、「編輯人」はその「舟夫駅者」たるに過ぎず、「登載スベキ貨物」は「社員ノ報知意見」である。したがって、各社員はこの趣旨を理解して、「文学、法律、政治、経済、商買、工芸、農業、其他何事ニ限ラズ、其見スル所、其講明スル所ヲ記シテ本局ニ送リ、無形物ノ貿易運輸次第ニ繁昌シテ本誌ノ効用、火輪船蒸汽車ニ譲ラザルニ至ラシメンコト」を望むとしている。さらに、「本誌ニ登載スルハ高尚ノ理論ノミナリトノ誤解」があるようだと述べている。本社の設立は「多事ノ世ニ居テ百般ノ事ニ処スルノ助ヲ得ン」がためであって、「学者ノ論場ヲ開ク」ためではない。高尚の理論もとより欠くことは出来ないけれども、むしろ

「各社員自己ノ職業其住地ノ形況」をはじめとして、「其耳ニ聴キ、目ニ視タル事実」こそが本社の目的たる「世務」に適切なのであって、結局それが「文学、法律、政治等の基本」となるのであり、したがって「日常瑣末ノ事」といえども詳に報知してほしい。ただし、雑誌の号数には限りがありすべての「報知高論」を登載し切れないけれども、未収録のものも資料として社員の閲覧に供するようにして、「本局ヲ以て社員ノ知識ヲ貯フル倉庫」とすればその利益は大きいと考えると結んでいる。

ここで、交詢社の運営と雑誌編集の実務に携わった主要な人々について見ておきたい。『交詢雑誌』第三号（明治十三年二月二十五日刊）の「雑記」によれば、交詢社の事務局の構成は次のようになっていた。

○往復掛（文書の往復、簿冊の記録）　岡本貞烋
○応接掛（来客の応接）　成田五十穂
○会計掛（金銭の出納、社有品の監護）　中島精一、八田小雲、堀省三

ただし、第三号刊行の翌月に開かれた第一回の大会における幹事小幡篤次郎の報告によれば、本局の事務に携わる「役員傭人」は「往復掛三名、応接掛二名、会計掛三名、編輯掛四名、小使四名」となっている。[21]

「往復掛」の岡本貞烋は、小田原藩士、嘉永六（一八五三）年生まれ、藩の公費留学生として明治三年十一月に慶應義塾に入学した人物である。慶應義塾出版局員の一人として出版事務に関わり、さらに地方官吏として白川県、熊本県を経て、明治十一年六月に群馬県御用掛となった。十二年末に福沢の依頼により交詢社創設事務に携わることとなり、設立後も事務局の中心となった。のち実業界に転じている。[22]

「応接掛」の成田五十穂は、弘前藩士、明治二年七月に二十三歳で慶應義塾に入学している。明治六年開学当初の東奥義塾の副幹事を務め、また弘前の学区取締に任じた。明治十一年には名古屋中学に勤務しているが、

交詢社に関わったのち、甲斐商店社員としてサンフランシスコに赴任した人物である。[23]

「会計掛」の中島精一は、明治十一年頃、朝吹英二のあとを受けて慶應義塾出版社の事務責任者となっている。『時事新報』創刊後は専ら新聞を刊行することになった同社の出版事業を引き受けて中近堂書店を経営した。[24] 八田小雲は、福沢より十歳年長の中津藩士で、福沢の初期の出版活動を助けた人物である。版下や下絵も書いたという。明治五年に慶應義塾出版局（のち慶應義塾出版社）が出来てからも朝吹英二の下で出版の監督、売り捌きなどに従った。明治十二年、義塾の図書館としての「文庫」が設立された時にはその事務に従事している。[25] 堀省三は、岡本と同じく小田原藩士、藩校集成舘に教えていた。岡本より一足早く慶応三年八月に藩の留学生として慶應義塾に入学した。交詢社の事務に従事する一方で、『時事新報』創刊時の会計も担当している。のち三重日報、伊勢新聞社に勤務しまた三重県官に任じた。[26]

以上見るように、事務局五名の内、岡本、中島、八田の三名がいずれも慶應義塾出版局（出版社）の出版事業に携わった経験が生かされているであろうことが分かる。[27] 雑誌の編集、刊行については、『交詢雑誌』の明治十三年中（創刊号～三十三号）の刊記によれば次のような名がある。まず、全体の責任者として「幹事」の小幡篤次郎、「印刷」担当として飯田平作である。「編輯」担当は、創刊号（二月五日刊）から二十五号（十月五日刊）まで四屋純三郎、二十六号（十月十五日刊）以後は犬養毅である。他に「校閲」として阿部泰蔵（創刊号～十二号〈五月二十五日刊〉）、「校正」として犬養毅（十四号～二十五号）の名が記されている。ただし、阿部については十三号三十ページに「校合方」の名で、「第十二号紙末ニ校閲阿部泰蔵ト署セルハ全ク誤植ニ付謹テ粗漏の罪ヲ謝ス」と記されている

「幹事」の小幡篤次郎は、交詢社の創立過程からその中軸にあった人物として雑誌刊行についても責任者の

位置に就いたものであろう。「校閲」の阿部泰蔵も先述のように交詢社の創設に関わった主要人物の一人である。

「印刷」の飯田平作は、明治三年十二月に義塾に入り、大分県立中学校勤務を経て、慶應義塾出版社に入り、『家庭叢談』『民間雑誌』『再刊・民間雑誌』の印刷刊行に携わった。また『時事新報』の創刊とともに初代工務部長となっている。[28] 先の人々と同様に出版実務についての経験を買われたと考えられる。

「編輯」担当の四屋純三郎は延岡藩の公費留学生として明治二年六月に義塾に入学している。義塾が東京府に提出した「私学明細表」には教員十五名の内の一人として名がある。その後、一時宇和島英学校に赴任した。七年六月の三田演説会発足時のメンバーの一員でもあった。編集には創刊号より関わったが病を得て、その任務を犬養毅に譲った。[29] 犬養毅は、明治八年三月義塾に入学したが、在学中から『郵便報知新聞』に寄稿し、西南戦争には戦地に赴き「戦地直報」を書いて評判となった。十三年には退塾して豊川良平と東海社を起こし『東海経済新報』を創刊、十四年七月には統計院権少書記官に任じている。[30]『交詢雑誌』の編集について犬養は次のように振り返っている。

> 私は当社創立当時発行いたして居った交詢雑誌の編輯をやって居りましたが、四屋純三郎君が主任格で次に私が居り、私の下に鈴木君（千巻）と鉄道唱歌の作者で有名な大和田君（建樹）が居りまして、社員の知らぬ事は何んでも　質問せよ誌上で答へるからと言ふ事でありました。恰も今日の新聞社や興信所の取扱って居る仕事迄いたしましたもので、社員から質問があると諸方に出かけて調査等を致したものでありました。[31]

『交詢雑誌』の主軸となった質疑応答記事のための調査に諸方に出かけたというのであるが、交詢社事務局

の中心であった岡本貞烋にも、事務局の雑務を処理するかたわら社員の種々様々な「尋問」に一々応答するのは「面倒で且つ困難な仕事」であったという次のような回顧談が残されている。

その当時私は群馬県の学務課員で傍教授をして居ったのであるが福沢先生から呼ばれて東上し交詢社創立の手伝ひを言付けられたのである。其頃の私の仕事と言へば、雑務を処理する傍社員から或は書簡或は直接に面会を求めて、種々様々な事を尋問して来るのに対して一々応答するのであった。素より浅学菲才の私の事であるから、一々即答出来ぬ事も沢山あるので、社員中の博学の士又は専門の人熟練の人々に聞き糾しては之に答えた。随分面倒で且つ困難な仕事であった。(32)

毎月三回、十日毎に刊行される三十ページに満たない小冊子と言ってもよいほどの雑誌ではあったが、交詢社創設の意図を具体化する機関誌として数人の編集メンバーが鋭意努力を傾けていた様子が窺えるところである。

四　『交詢雑誌』（創刊年）の記事

明治十三年の『交詢雑誌』は第一号から第三十三号まで刊行されている。創刊号から第四号までの収録記事を見ると次の通りである。

〈第一号・二月五日刊〉

○緒言　○本社記事　○発会記事　○創立事務委員報告　○交詢社発会演説（長岡護美）　○交詢社創立会祝詞交詢字義（西周）

〈第二号・二月十五日刊〉

○和田義郎君管理幼稚舎ノ記　○交詢社発会之演説（福沢諭吉）　○交詢社役員選挙法ノ解（阿部泰蔵）

○雑記　○本社記事

〈第三号・二月二十五日刊〉

○東京新燧社之記　○在神戸兵庫社員ノ祝詞（甲斐織衛ほか）　○東京寿美屋ニ於テ福沢君ノ演説　○遺産処分法ノ問　○雑記

〈第四号・三月五日刊〉

○小会記事　○越中人島巌君遺産ヲ寄付シテ農学校ノ設立ヲ請願シタル事（阿部泰蔵記）　○東京ヘ蝋燭輸送法ノ問（在豊前社員某）　○同答（在東京社員某）　○木綿ノ質疑（石渡貞夫）　○同答（栗本鋤雲）　○我国ノ富欧米諸国ニ及バザル原因ノ問（由利公正）　○雑記（江木高遠米国赴任告別、神戸交詢社員演説私会）

これらの記事を大別するとほぼ次の三つに類型化することが出来る。

Ⅰ　会務の報告ないし記録

Ⅱ　日本社会の現況、また日々の動向ないし変容を伝える諸情報と論説

Ⅲ　社員から寄せられた質問と回答

第一～三号の記事は、ほぼすべてが「Ⅰ」である。前月二十五日に芝愛宕下の青松寺で行われた発会式における祝詞などを中心に交詢社の発足に関わる記録記事で占められている。その他の記事について具体的に見てみると、第二号の「幼稚舎ノ記」、第三号の「東京新燧社之記」、第四号の「農学校設立ノ請願」などは「Ⅱ」

に含まれる。

「幼稚舎ノ記」は、「世上ニ私立ノ学塾多シト雖モ本舎ノ如キハヨク教育ノ実ヲ得タルモノト云フ可シ」として、明治七年に始まった慶應義塾幼稚舎の教育の特色と現状を伝える記事である。「新燧社之記」は第五号に続く連載で、交詢社員清水誠のフランス留学により得た知識を発端として始まったマッチ製造会社「新燧社」の設立経緯と、同社の新たな製造所として明治九年九月に府下本所柳原町に設立された「我ガ国ニ於テ最モ盛大ナル摺附木製造所」の概況をまとめている。同社の生産実績によりマッチの輸入が不要になったばかりでなく、過半が輸出にも向けられていること、同社の内外に約二千人の雇用を創出していることなどがかなり詳しく報告されている。なお、「交詢社員姓名録」（明治十三年三月刊）によれば、社長清水誠以下八名の新燧社員が交詢社員であることが確認出来る。「農学校設立ノ請願」は、交詢社員で石川県会議員でもある田中信吾からもたらされた情報によってまとめられた阿部泰蔵の報告記事である。それは、コレラに罹患して没した砺波郡権正寺村の島巌が、県へ資産一万円余を寄贈することにより権正寺村に島巌の名を冠した農学校設立をのぞむ遺言書を残したということであって、我が国には未だ「遺嘱施行ノ法」が整備されておらず、県庁から内務省にその扱いについて上申が出されたままになっているという。嗣子のない島が家名を存続させることを望む行為にすぎないとの中傷もあるようであるが、「家ヲ治ムル」行為の外に「公同ノ利益」、「公益」を謀ることは不可欠なのであって、米国ではワシントンのスミソニアン・インスチチュートなど、遺産を寄付して博物館、学校、病院、道路修繕などの用途にあてることがごく普通に行われている。我が国においても早く「世人ヲシテ公益ヲ重ンスルノ念ヲ増サシメンコト」を望むというものである。これらの記事は、当時の日本社会の日々の変容について交詢社員の目を向けさせる意図が込められたものということが出来るものである。

第三号の「遺産処分法ノ問」、第四号の「蝋燭輸送法」「木綿ノ質疑」「我国ノ富欧米諸国ニ及ハサル原因ノ問」などは「Ⅲ」に類別される。

「遺産処分法ノ問」は次のような記事である。男女ふたりずつの子を持つ家族がある。長男は二十余歳ですでに医を修め生計を営む力があり、次男は十四歳で修学中、長女は結婚をして一児あり、次女は十歳で父母のもとにあるという。この家族の家産二万円の処分の方法について、長男に相続させるをよしとするか、妻子に配分するをよしとするか、またその配分は均等とすべきか、または割合を異にすべきかと問いを発する者があるので、「社中ノ諸君」に、「適当ノ方法」の教示を求めるというのである。この問いの後には、「自後、雑誌ニ記載スル質疑ノ答書ハ交詢社編輯掛宛テニ送致ヲ乞フ」と付記されていて、これは次号以後に『交詢雑誌』の質量ともに最も重要な紙面を構成する質疑応答のサンプルを提示しようとしたものであろう。なおこの問いについては、五月十五日刊行の第十一号において、「津田純一、増島六一郎、相馬永胤、目賀田種太郎」の連名で本号のほぼ二分の一の紙数を費やす詳細な回答が示されている。五名の回答者の職業について、「交詢社姓名録」に記載されるところを列記すれば次の通りである（上段・明治十三年版、下段・十四年版）。

津田（大学予備門教員・外務省御用掛）、増島（法学士、法律学士）、相馬（元老院・代言士）、目賀田（法律学士・代言士）。

いずれも当時望みうる最も法律に詳しい人物といってよいであろう。

「蝋燭輸送法」についての豊前社員某の質問は、大坂と東京の「蝋燭」の相場に差異があり東京への出荷を考えたいというもので、これは交詢社の目的にそぐわないかも知れないが、次の事項につき調査願いたいとしている。

1　何区何町何番地の某店の信認を得て従来該営業を為す乎。
2　如何の手順を以て輸送するを便利とする乎。
3　神戸港より東京まで輸送高百斤に付帆船ならば何程、蒸気船ならば何程乎。
4　売立に付口銭幾分、入目何程、刎目何程、其他懸物あらば其懸物。
5　為替取組は如何の手順を以てするを便利とする乎。

これに対して、東京社員某による次のような回答が示されている。

1　田所町駿河屋助右衛門即ち㊐
2　下の関より飛脚船へ積込み横浜廻はしか、又は神戸迄和船にて同所より汽船或は帆船随意。
3　蝋の運賃は斤目に拘らず、神戸より東京まで荷物外輪一尺立法に付汽船は九銭、帆船船は六銭なり。
4　東京にては入目、刎目なし、口銭は二歩五厘なり。
5　為替は大坂商人にても、又は相談によらば三菱会社にても取組むことあるへし。

おそらくは、それまで豊前・大坂間の蝋燭売買に従っていた某が、新しい可能性を期待しうる市場として、東京への進出に必要な取引慣行を知るための手がかりを交詢社に求めたのである。

「木綿ノ質疑」は我が国における木綿の伝来について、「農業伝書」「地方凡例録」その他諸書の記述に相違があることに関して識者の教示を求めるというもので、交詢社の学士会院会員であり交詢社常議員でもある栗本鋤雲が調査結果を報告している。

「我国ノ富欧米諸国ニ及ハサル原因ノ問」は交詢社常議員由利公正の問いである。由利が岩倉使節団に随行した時の感想として、我が国が二千余年の歴史をもち、土地肥沃、物産豊富で人口も少なくないことなどは決

して欧米諸国に劣らないのに、その富ははるかに及ばないと実感した。その原因はどこにあるのか、「労力ノ足ラサルニ因ル乎、知識ノ乏シキニ因ル乎」、「別ニ他ノ原因アル乎」というのである。その直接の回答はここでは示されていないが、由利の質問はある意味で時代の課題であったといってよいであろう。

以上、創刊年の『交詢雑誌』の記事がおよそ三つに類型化されることを見たが、次節においてさらに具体的な事例を検討することとしたい。

五　さまざまな質問と回答

明治十三年中に刊行された『交詢雑誌』の全三十三号の総ての記事について、前節に述べた「Ⅰ~Ⅲ」の区分をし、さらに「Ⅲ」については次の1~3に細分して一覧整理したものが「付表2」（本稿末尾）である。

1　税制、選挙法等国家の枠組みに関する諸問題（全六件）
2　日本の経済、産業に関する諸問題（全五六件）
3　日本の社会、文化に関する諸問題（全二三件）

それぞれの記事の題目は原則として『交詢雑誌』の目次に表示された通りであるが、筆者の責任において語句を補うなど若干の手を加えたところもある。この「付表」を概観すると、第Ⅲの記事、すなわち社員とのさまざまな質疑応答の記事が全体のほぼ三分の二に及んでいる。そのうちでは、日本の経済・産業に関する諸問題についての質疑が最も多く全体の約六五％を占めている。そしておそらくこれらの質疑応答の記事を補うかたちで、第Ⅱの諸情報や論説が取り上げられて雑誌全体が構成されているといえよう。

『交詢雑誌』第十号（明治十三年五月五日刊）に、明治十三年四月に開かれた交詢社第一回大会において、こうした記事のなりたちの背景について幹事小幡篤次郎が行った報告が掲載されている。すなわち、「本社ノ目的ハ「知識ノ交換、世務ノ諮詢」を目的とするところにあり、したがって「社員諸君ノ問合セヲ以テ本社ノ最モ重要ナル事務」であると述べて次のように報告している。すなわち、交詢社発足後四月二十日までの八十日あまりの期間に、「本局ヨリ諮詢、報告、其他ノ主意ヲ以テ社員等ト往復セル書状」は、発信五、二二五通、受信八八一通であった。また、発足前には発信数四、七二一通、受信数一、五四一通であったという。さらに、発足後に社員一八八名から寄せられた「問合セ」の総件数は二二六件であり、それらの「問合セ」を十部門に類別すれば工業四五、経済四五、政治法律三九、教育宗教一九、商業一六、理学文学一八、地理歴史一一、農業一三、家事身上六、社務一一であった。またそれらの「問合セ」について、「本局」が処理したもの二八件、「本局ヨリ他ノ社員ニ諮詢シテ」答を得たもの一九八件であった。このうち一二件はすでに誌上に掲載し、その他は「文庫ニ蔵シテ社員ノ来館ニ」備え、また今後の誌上に再録するはずであるというのである。交詢社設立の趣旨に沿ってその発足前後に、質疑応答をはじめとするきわめて多くの書状の交換が社員と交詢社事務局との間に活潑になされていたことが分かる。

ここで、改めて質疑応答記事をまとめた「付表2」から種々の事例を具体的に取り上げて見たい。紙幅の制約もあり総てを見ることは出来ない。とくに「Ⅲ—1」及び「Ⅲ—2」のうちのそれぞれ数例に限ることになる。

まず、「Ⅲ—1」には六つの記事があるが、第1項は前節で取り上げた由利公正の発議である。第2、3項

は中央政府と地方との関係、選挙法、税制に関する問題である。第2項については後述する。第4項は、樺太・千島交換条約以後の日本領土の幅員と面積、また琉球、小笠原を含む全国の人口、村数についての質問とその調査結果の報告である。第5項は、東京府下十五区内の地主・家持・地借・店借の数に関する問合わせについて回答する統計資料が掲載されている。第6項は「英仏」「英伊」両貿易条約文の紹介記事である。昨今の新聞雑誌において条約改正問題の議論がしきりであるが、それらの議論は専ら現行条約の当否を論ずるのみで、各国相互の条約と対照して当否を論ずることをしていない。「欧米諸国ノ間ニ行ハレタル公平対等ノ条約」の実際を知りたいという社員からの質問に答えるとして、一八六〇年の英仏貿易条約、一八六三年の英伊貿易条約の翻訳文が掲載されている。

第2項についてやや詳しく取り上げたい。これは神戸交詢社員三名（鹿島秀麿、白川敏儒、安倍誠五郎）からの「質疑」五件に対する東京社員の「応答」である。明治十三年版および十四年版の『交詢社員姓名録』によれば、鹿島は神戸新報社主幹、白川は同社記者、安倍は県会議員であった。「質疑」五件は次の通りである。

1　国税ト地方税トヲ分ツハ如何ナル主義カ。

2　全国一般ニ関スル事件ハ国税ヲ以テ支給シ、府県ニ関スル事件ハ府知事、県令ノ給料ニ至ル迄総テ地方税ヲ以テ支給シ、郡区町村ニ関スル事件ハ郡区長及戸長ノ給料ニ至ル迄総テ郡区町村ノ協議費ヲ以テ支給セハ其利害如何。

3　国税ヲ減シテ地方税トナシ、地方税ヲ減シテ協議費ヲ増サハ其利害如何。

4　府県会議員ノ選挙法ハ現行ノ選挙法ヲ可トスルカ、候補ヲ設ケテ選挙スルヲ可トスルカ、或ハ他ニ善キ選挙法有ル乎。

5　国会議員ヲ選挙スルニハ如何ナル選挙法ヲ可トスル乎。

『交詢雑誌』第四号（三月五日刊）の「雑記」によれば、これらの質問事項については質問者のうちの安倍が現在出京中であり、交詢社社則第五条・第八節の規定により安倍が催主となって来る三月十四、五日に「演説ノ私会」を開くとの告知がある。その規定とは、「重要ノ時事ニ付疑問アル社員有テ、同社員ノ演説討論ヲ聞カンコトヲ願フトキハ、其人催主ト為リ、常議員長ノ許可ヲ得テ之ヲ催スヲ得可シ」というものであって、『交詢雑誌』第六号（三月二十五日刊）の「雑記」には、三月十四日午後一時より六時まで芝青松寺において四百名に及ぶ来会者を集めて演説会が開催され、矢野文雄、津田純一、箕浦勝人、四屋純三郎、鎌田栄吉、田尻稲次郎の意見陳述があったこと、また馬場辰猪の演説の予定もあったが、たまたま不快のため欠席したことが記録されている。明治十三年版および十四年版の『交詢社員姓名録』によれば、矢野は太政官書記官、津田は法律学士、箕浦は報知新聞社員、神戸商法講習所所長、四屋は英学者・交詢雑誌編集人、鎌田は慶應義塾教員、田尻は大蔵省書記官、馬場は法律学士と記載されている。これらの演説者のうち、表示の通り、矢野を除く四人の演説の記録が『交詢雑誌』各号誌上に掲載されたことになる。

問題は二点であった。すなわち、第一が中央政治と地方政治の境界とそれを支える租税の区分をどのように考えるかということ、第二が府県会および国会の議員の望ましい選出法についてである。前者について箕浦、四屋、田尻が論じ、後者は津田と鎌田が論じている。明治十一年七月のいわゆる三新法（郡区町村編成法、府県会規則、地方税規則）の制定により、明治政府初めての統一的な地方制度の法体制が整えられ、府県限りの租税としての地方税を議定する権能をもつ府県会を設置し、また近世以来の町村を単位として住民の公選による戸長を置き、さらに府県会と町村の間に郡長・郡書記が勤務する郡役所が設置されることとなっていた。し

かし、従来の慣行もあり、実際の行政と租税の支出の分担は必ずしも截然と区分されておらず、また各地方の実情もさまざまであった。

箕浦は、次のように述べている。三新法体制は従来よりやや「分権」に傾く方向にあるけれども、なお現行の「地方政府」は「中央政府」の「支葉」なのであって、「府知事、県令」は「政府ノ代理人」にすぎない。もし、「府県ノ定額金ヲ国庫ニ仰カスシテ地方税ヲ以テ支給スル」とすればそれは「政府ノ支店ヲ廃スル」という、「内政上ノ大変革」によらなければならない。また、国税を減ずるなどの税制の変革も同様である。「政治ノ全体ヲ動カサスシテ独リ各種ノ費目ノミヲ変更セント」することは出来ない。したがって、「現行ノ類別ハ稍其ノ当ヲ得テ実際ニ適シタルモノト」いうべきであって、少なくとも現行制度の上では質問者のごとくに改革する必要はないというのである。箕浦はこの「大変革ノ利害」について自分は別に見解を持つとしているがここでは明らかにされていない。

四屋の主張は「分権新論」と題されている。前書きによれば、演説会における陳述とは少しく異なるところがあるが、神戸社員の問いに答えるという主意に変わりはないのでこれをもって「演説筆記」に代えるとしている。四屋の主として述べるところは次の如くである。「国政」と「地方政」は異なる。「国ノ治安法律」を妨害しない限りは「人民ヲシテ直ニ己レノ禍福ト関係アル所ノ政務ニ干与セシムル」ことは「善良政治ノ要訣」である。「関係ノ直接ナル者」が「最モ政務ニ熟通シ易」いこと、「悪政ノ為ニ不幸ニ罹ルコト最モ甚キ者」が「政務ヲ最モ鄭重ニ取扱フヘキ」ことは「人世ノ定理」であり、「人間ノ常情」である。ここに「地方政治」の因って起こるところ、「地方分権論」の根拠とするところがある。したがって、現在、府県官の取扱う事務として「地方税」をあてている「小学設立」、「救恤衛生」、「道路橋梁」の築造修繕のごときものは、すべて関係

町村の自治に任せてよい。「地方固有ノ政務」を「府県官」の手の裡より「剥奪」して郡区町村に委ね、「分権」の実を十分に挙げるべきであるというのである。「剥奪」の具体的な展開には触れていないが現行制度の根本的な改善の必要を主張している。神戸交詢社員の「質疑」の背景にあるものに近い考え方のように思われる。箕浦の場合も演説の中で、新政府創立以来、「中央集権ヲ以テ政治ノ一大主義」となして、その極みは「中央固有ノ政権ト共ニ地方固有ノ治権ヲモ併セテ之ヲ奪了」して、各地方へは僅かに政府の出張所を置いて政府の代理人を派遣しているなどとも述べており、現状認識としては四屋と同様であったのではなかろうか。

田尻の議論は、租税に関する三つの問にそのまま応ずるかたちで展開している。すなわち、第一の「国税」「地方税」の区分の意義については、「施政ノ便宜ニ随フト地方自治ノ精神ヲ奨励スル」との両義にあるが、外国では地方税の重要なることは国税のそれに均しいとされている。我が国にあっては、「人民政治ニ参与スルコトナク全国ノ権柄殆ント挙テ中央政府ニアリ」という現状にあって、とくに二税を区分して、「其一ハ之ヲ地方政府ニ委ネ便宜ニ従テ徴収支出スルヲ得セシメハ大ニ其不便ヲ免ル」ことになると述べている。また、諸国一般には「間接税」を以て「国税」とし、「特別ノ直税」ヲ以テ「地方税」としているが、それは、「中央政府ト人民トハ直接ノ関係少ナク」、「間接ノ利ヲ得ルニ直接ノ税ヲ出スハ頗ル人情ニ叶ハサルモノ」があるからであり、「地方政府ノ利」は「人民ノ直接ニ得ル所」なるが故に、「其費用ヲ弁スルモ亦直接ヲ以テ」することが相応しく、地方人民をして地方の費用は自らこれを支弁し、土木の広壮なること、工業の興起せること、その他事物の進歩は皆我が地方の功績であるとして大いに自治独立の精神を振起するところにあるとも述べている。第二の「国税」「地方税」「協議費」の支給基準を明確にすることについては、当面その理念でよいと考えるが、とくに「地方税」と「協議費」の区分をあまりに厳密にしては、相互に「緩急相補フ」ことが不可能に

なり「地方会計ノ平均」を失って困難を生ずる結果になるとして、日本橋区と京橋区の両税に関する資料を分析し、少なくとも今後五年以上の実際の収支実績を見て判断すべきと結論づけている。第三の問の「国税」「地方税」を減じ、「協議費」を増すことについては、「其便否利害ヲ計ルニ至テハ固ト実地ノ形情ニ従フヘク理論ヲ以テ決断スルを得ヘカラサルナリ」として慎重な姿勢を示している。

箕浦が演説の初めに、「諮詢ノ目的ハ何ヲ問ハント欲スルニ在ル乎、其ノ求ムル所ノ主眼ノ点ハ何ノ処ニアリヤ。先ツ之ヲ吟味セザル可ラズ。問題ノ語勢ニ由テ之ヲ推セバ全国、地方其ノ他公共各種ノ費途ニ付、一般普通ノ理論ヲ求ムルニ非ス。専ラ現今我邦ノ実際ニ関シテ何トカ改良ノ手段ハナキヤト問ヒ、其良法ヲ聞カンコトヲ欲シ先ツ問題ノ如クニセハ如何トノ問ノ如シ」と述べているように、神戸交詢社員三名からの問いはかなり抽象的であって問題点が必ずしも明瞭ではない。しかしまた箕浦が推測しているように、中央政府によって新たに打ち出された地方制度が現実に生み出した問題点を、神戸新報の主幹と記者、そして県会議員という現場の視点から捉えて、何等かの改善の方向を探るべくその手がかりを『交詢社雑誌』に求めたというのは確かなところであろう。そしてその質疑応答は、単に社員と交詢社事務局との書状の交換に止まらず、演説会を開催しその成果をまた雑誌上に発表するというまさに新時代の方法によって、より多くの人々の関心を呼ぶ話題となったに違いない。

「Ⅲ―2」は、日本の経済・産業に関する質疑応答であるが、合わせて五六件という種々様々な問題が取り上げられている。

第1～13項は、貨幣制度の歴史と現状、あるいは金融事情に関する事項に始まり、運輸、流通、会社起業に

関わる諸事項である。その内の一、二の事例を見れば、第10項は、越中社員某からの、「千五百石積の風帆船を以て回漕の業を開かんと欲すれども業体不案内に付左の条々教示を乞ふ」という問いに対する神戸社員の回答である。質問は、①船長、水夫の人員と給料、②船中諸入費の額、③一ヶ月の運賃収入見積もり、④岩瀬あるいは伏木から函館への一航海の日数、⑤四季の別なく航海が可能であるかという具体的な個条であって、これには収支予算表を付したかなり詳しい回答がなされている。北前船の歴史があるはずの越中から東京の交詢社に質問が寄せられ、神戸社員から回答が寄稿されるという興味深い展開となっている。

第11項の「貿易商会設立趣意書」は、同商会設立についての報道が『郵便報知新聞』に掲載されて以後、その主旨及び営業の方法を尋ねる質問が社員より多数寄せられており、一々の応答の労を省くとして雑誌全体の三分の一に及ぶ紙幅を割いて掲載されたものである。同商会は、「開港場ノ商権ヲ我ニ収メントスル」ことを目的として、明治十三年六月に早矢仕有的、朝吹英二、西脇悌二郎等によって組織され、趣意書第一条に「本社ノ営業ハ諸商人及製造所ノ依頼ニヨリ、生糸、製茶、蚕卵紙、鉱産金属、陶漆器、其他諸般ノ製作物ニ至ルマテ、総テ内国ノ産出ニシテ、外人ノ需用ニ応スル物品ヲ直ニ外国ニ輸出シ之ヲ売捌キ、又諸官省ノ御注文品並ニ諸商人ノ需ニ応シ、外国ノ産出ニシテ内国ノ必用ニ供スル物品ハ、咸ク其本国ヨリ直ニ輸入シ、且輸出入品ノ荷為替取組等専ラ彼我貿易ノ媒介ヲナシ、其便益ヲ謀ルヲ目的トス」と謳っている。貿易商会の設立は交詢社員の間に大きな関心を呼び起こした起業であったのである。

第14～第33項は、農林、養蚕業に関わる諸事項である。いくつかの事例を見てみよう。第14項の「農事研究所設立ノ問」は、甲斐の社員某から寄せられたもので、「弊地ノ有志」が集り、「農地研究所」設立の計画をしたが「其道ニ委シキ者」を得ないので「貴社」に質問をしたという。具体的には、「弊地景勢ノ大要」として、

地味、気候、人気、川流、草木、人口・戸口を説明し、この地に適する「物産」、「農事研究所設立方法」、実益ある「農学書」の教示を求めている。東京社員某による回答は、十ページをあてて詳述し、農事研究所については「駒場勧農局」と津田仙の「学農社」の規則を熟読するよう指示している。

第15項の「水車馬力ヲ算スルノ法」は、水車の馬力と水車に導かれる水量の計測方法についての質問に、図解をしてかなり詳細な回答を示している。回答者の熱海貞爾は、明治十三年版の交詢社員姓名録では東京麻布在住の「工業家」とある。工業技術者ということであろうか。工業家の肩書きは同姓名録では唯一の事例である。また、この人物は二通の福沢諭吉書簡の名宛人「熱海貞爾」であろう[33]。この人物は仙台藩支藩白石城主片倉氏の家臣で、大槻春斎に洋学を学び、土木の技に長じ本藩に召し出され仙台藩学養賢堂教授となった。維新期の仙台藩の内訌により江戸留守居役大童信太夫（黒川剛）らとともに処罰されたが、福沢諭吉の尽力もあって明治三年に赦免されている[34]。

第18項の「田畝小作ニ付各地習慣ノ問」は、小作の種類、小作年限契約の有無、小作米取り立て方法、小作人取り分、年限契約のない時地主が小作地を取り放すことが可能か、小作地坪制限の有無などの質問事項が列挙されている。質問者原龍太は、明治十三年、十四年版の交詢社員姓名録には東京神田区一橋在住で、「大学三学部（ママ）学生」とある。十五年版姓名録には「大学学士」とある。以後の姓名録にはその名が見えない。記事には質問事項のほかは記されていないので質問の意図などは不明であるが、あるいは法律学などの学問上の関心からの問合わせであろうか。この質問に対して「各地方ヨリ答書頗ル異同有リ今其二三ヲ鈔出スル」として、全十四例の回答が寄せられている。地租改正などを経て、長年にわたり維持されてきた各地の土地制度、小作制度の慣行が急速に変化して行くなかでの多くの関心を呼ぶ話題であったのであろうと思われる。

第26～30項は、重要な輸出産品としての生糸の価格、製法などに関する問答記事である。第26項は茂木吉次の質問で、天保元年から明治十二年までの五十年間の真綿、生糸、桑葉の価格の高低を見て養蚕業の盛衰沿革を知りたいというものである。年間の平均、高値と安値、価格変動の原因などについても回答を求めている。茂木は交詢社員姓名録（明治十三年版）によれば信州佐久郡前山村の「人参商」であった。新たな事業展開を目論んでいたのでもあろうか。佐藤文之助からひとつの回答が寄せられており、かなり詳しい数値が紹介されている。佐藤は十三年版の交詢社員姓名録に「羽前国、山形第六銀行支店支配人」、同じく十四年版姓名録に「岩代国信夫郡福島町、第六銀行役員」とある人物である。また、行方正言の問合わせは、明治十年～十三年までの横浜における輸出生糸百斤の年平均相場と、繭の貯蔵法として「蒸気殺」の良否を尋ねている。行方は、十三年版の交詢社員姓名録に若狭国遠敷郡西津村の「漢学者」とあり、同じく十四年版姓名録には「製糸社員」とある。この問合わせについては、明治九年と十二年の上野、武蔵、甲斐など国別の横浜への出荷量と、十二年の「提ケ糸」「島田」「鉄砲」「折返シ」「坐操捻」「機械製」など品種別の出荷量が一覧表示されている。さらに価格については、明治九年と十二年の生糸の品種別の平均価格が示めされ、輸入国の求める生糸の品位、種類、また各国の景況などの諸条件によって相場高低の変動は複雑であることの説明がある。また、繭の「蒸気殺」については「蒸箱」あるいは「蒸籠」といった器具の取り扱いが図解によって説かれている。これらの回答は「在福島　社員某」からのもので、合わせて十三ページを割きかなり詳しい解説となっている。「在備中　社員某」からの問いは、本年の輸出に供する生糸の規格をどれほどにすべきかを尋ねている。一般にフランスは細い生糸を求め、米国は太いものを求める。また中国は太い糸を、イタリアは細い糸を多く生産している。しかも年によりそれぞれの需要の多寡が異なり、また欧亜、国ごとの養蚕の豊凶も異なる。したがって

「欧亜の豊凶如何ヲ探偵」すること、あるいは安全策としてフランスや米国の好むサイズの平均を取って参考にすること、さらに、むしろ一般に我国に行われている製法を拡張し、これに改良を加えて製糸に「細太不一なく、亦光輝を落とさざる」よう尽力すべきであることなどの回答が「東京　社員某」により示されている。

第34～38項は水産、牧畜に関する質疑応答である。第20項は、「鯨漁」についての問合わせで在仙台の社員からのものである。鯨漁の有益であることはよく知られているところであり、「西南九州地方」に行われ、「海外西洋」では最も盛んであるという。しかし「東北陸羽」地方では殆ど行われておらず、かつて林子平が富国策として捕鯨のことを建議したことがあるが実現していない。今このことを起すべく教えを乞うとして、九州地方より熟練者を雇用するに要する費用、必要な器械とその費用、西洋人の雇用と西洋器械の購入に要する費用などを問うている。石垣徳太郎、大石余平より回答が寄せられ、器械一式一万五千円、一カ年の仕込み七千円（網、勢子船八艘・水主一艘につき十五人、持双船四艘・水主一艘につき十人、樽船二艘・水主一艘につき十人、網船二艘・水主一艘につき十二人）が必要であるとしている。ただ、捕鯨は「実ニ無比ノ活業」なのであって、「古来ヨリ千辛万苦今日ニ至リ漸々其術ニ熟練」したものであり、「中々筆紙ノ克ク陳述シ得ヘキ所」ではない。「該業ノ企望者」は是非とも実地を見聞すること、また捕鯨の「熟練者」に当該地の景況を見分せしめることが必要であると忠告している。十三年版の交詢社員姓名録によれば、石垣は「紀州牟呂郡熊野神宮在佐野村　鯨猟業」とある。大石は職業の記載がないが、同じく「熊野神宮横町」とある人物である。この捕鯨に関する問いには松田源五郎による回答もあわせて掲載されている。松田は同姓名録によれば、「肥前国東浜町　第十八銀行支配人」である。問い合わせについて、「五島、平戸」などの就業者に「実際ノ方法」を「諮詢」しているけれども遠隔の離島で回答が遅れていること、当地では旧来の方法の改良までで「洋法ノ鯨

業」は採用されていないこと、なお詳しくは柄崎駅松尾芳道へ直接問合わせられたいことなどを述べ、さらに仙台社員の諮問に答える「呼子捕鯨組長」の「答弁書」が別紙として添えられている。その答弁書は必要経費等を示してはいるが、「本年発起シテ直ニ漁業ニ取掛ル等ノコトハ万々難キモノ」であり、「交詢社員ヲ派遣シテ当地ノ現況ヲ視閲スルカ又ハ便宜面語シテ法方ヲ質問スルカ」でなくては難しいことであるとしている。

第30項の海豚（イルカ）捕漁法の質問は、羽前国田川郡波戸崎および加茂浦辺では、現地の人々のいう「イルカ鯨」が多いが捕獲の対象とはなっていない。そこで、海豚漁のための「一会社」を起したい。ついては、その方法、また必要な器械、船や水主の数、脂を取る方法などを教示して欲しいというものである。幸いに明解な答弁が得られれば「我輩起国産ノ微志誠ニ歓喜ニ堪ヘサル」ことであるとも述べている。これについては「磯部物外」および「在東京社員某」の簡単な回答が寄せられている。磯部は十三年版の交詢社員姓名録によれば、「静岡鷹匠町　函右日報社長」とある人物で、質問者の文中に「静岡県下東海道沖津駅ニテ現ニ之ヲ漁ス」とあり、静岡に住み交詢社の末端に列なっている以上は「傍視」出来ないと考え、「海岸ノ知己」を訪ねて質した結果の概略を報告し、さらに豆州伊奈取村の漁法について調査し、追って報知するとしている。質問者の高力衛門は、『慶應義塾入社帳』によれば庄内藩士で明治二年三月に三十歳で慶應義塾に入っている人物である。[35] また十一年九月二十五日付の富田鉄之助宛福沢書簡には、慶應義塾構内に居住し、かつ横浜商法夜学舎の幹事であると記されている。[36] さらに、十三年版交詢社員姓名録によれば、「芝区三田二丁目」在住で「内務省監獄局」とあるが、十四年～十七年版同姓名録では「千葉県庁　県官吏」とあり、このことによって実際に「会社」を起こした形跡は見られない。

第39項以下は、主として加工業に関わる事項である。

第39～45項は、焼酎蒸留法、ブランデーの製法、焼酎の臭気を除去する方法、麦酒や清酒の醸造法など酒類の製造方法、また製糖、蒟蒻製造法、蜜柑缶詰製造法に関する質疑である。このうち、麦酒、清酒、製糖に関する質問事項を見てみよう。第41項の麦酒醸造法の問答は江原素六、野口正章との間で交わされている。江原の質問は次の五点である。①麦酒四千石の醸造にどれほどの麦を必要とするか、②「麦酒醸造杜氏」なる者が存在するのか、その雇入れ給料はどれほどか、③麦酒醸造は日本酒醸造に比べて難易はどうか、④千石の醸造に要する酒蔵入費と器械入費はどれほどか、⑤その他要用の金額、資本金はどれほど必要かというものである。江原は十三～十七年版交詢社姓名録に「駿河国駿東郡郡長」とある。野口は交詢社員ではないようで姓名録にその名が見えないが、回答によれば「生自ラ其業ニ従事スル」とあり麦酒醸造に携わっている人物でその実際がかなり具体的に示されている。第42項は林算九郎の質問である。林は十三年版交詢社員姓名録に「長門国赤間関」在住とあるが、以後の名簿には名が見えない。質問の主旨は、多年清酒醸造を業としているが醸造および貯蔵の良法を得ないので改良法を教示して欲しいというものである。「弊家醸造ノ法左ノ如シ」としてその実際を具体的に示している。これに対して「在東京社員　某」と、十三年版交詢社姓名録に「尾張国知多郡亀崎村　焼酎製造業」とある「稲生治右衛門」からの回答が掲載されている。

第43項の製糖に関する五問は次のようなことを尋ねている。①砂糖製造の際の火加減について心得置くべき個条、②畑一反歩に播種する和甘蔗購入に要する費用、③米国では琥珀甘蔗による製糖が盛んに行われているのか、④大島、土佐産の黒糖を精製して霜白糖とする方法があるか、⑤蘆粟から製する砂糖は甘蔗糖に比べ稀薄かというものである。回答者の青山基の名は交詢社員姓名録には見えないが、回答は「砂糖ヲ製造スル大ニ火度ニ関係アリ云々」としてかなり具体的な注意事項が示されており製糖業者であったのではなかろうか。

第46、47項は製油に関するもので、46項は「在陸奥社員　某」からの松根油の製法に関する問合わせである。当地には松根が多くかつ燃料としての薪が豊富にあり、そこで「トルペンタイン・オイル」と「タアル」を製造したい。ついてはその製法と所要費用について教示されたいというものである。「在東京社員　某」より、「トルペンタイン・オイル」は松の根ではなく、松の立樹から漆を掻き取る如くに松脂を掻き取り、水を加え加熱、蒸留するものであるといった回答が寄せられている。浜田与二米からの第47項の問合わせは、「常陸銚子油を鰯の上等と云ひ九十九里浜を下等と云ふ」、これはよくいわれることであるが、数多の浦々の魚類の品質や油絞りの巧拙はさまざまであるはずで、各地の油質の良し悪し、魚の名称を知りたいというものである。十三年版交詢社員姓名録によれば「豊前国中津　油商」とある人物である。「在東京社員　某」からの回答が掲載されている。

第48項の問答は北海道地方の〆粕の産地と相場、および購入の手続きを問う「在東京社員　某」に対する「在函館員　某」による回答である。各地の〆粕の種類、品質、価格が示され、函館の〆粕取り扱い商人四名の名があげられている。

第49～52項は、鉱産資源に関する質疑応答である。

第49項の質問は、肥前小城郡今山の陶土を海外に輸出することの利害についてである。今山の陶土は有田焼のそれと同質で、佐賀藩時代には有田陶土の予備にあてられ、御用地として一般の採掘が禁じられていた。質問の主旨は、海外の人々の好む日本陶器の原料の輸出を各国の人々が望むものか、その輸出が増加してかえって我が国の陶器の輸出に不利損害をもたらすことにならないかというのである。笠原は、十三年版交詢社員姓名録に「肥前国長崎報告社　社主」とある人物であるが、このことはただ肥前一地方にとどまらず我が国の財

政に影響するものと考え交詢社に報知するとしている。第50項は、原料鉱石として日向産の硫脆鉛すなわち硫化安質母尼を使用する溶鉱炉築造のための最も簡便で経費のかからぬ方法を知りたいという問いである。質問者の山県悌二郎は、交詢社員姓名録に見る「山県悌三郎」と同一人であるとすれば、十三年版では「埼玉県中学校教員」とあり、十四年版では「陸前仙台北三番町　博物学者」とある人物である。金子精一による回答は、図解をして四ページを費やしてまとめられている。金子は、十三年版交詢社員姓名録に「東京京橋区竹川町工業新報編輯長」と記されている。

第53～55項は、浚泥手転器、印刷器械、綛糸器械に関する問合わせである。「浚泥手転器」とは手動による浚渫機器の意である。「豊前国社員　某」からの発信で、次のように述べている。周防灘に面し山国川河口に位置する中津の港が土砂の堆積で機能していない。旧藩時代には常に浚渫を怠らなかったものであるが、近年では洪水あるいは風潮のため満潮の時でも大船の通航が出来なくなっている。小港に見合う機器として「浚泥手転器」なるもののあることを知った。ついてはその仕様、価格等を知りたいというものである。「陸前国社員　某」から、それは当工場で製造中のものであるとして、仕様、性能、取扱い方、価格などが詳しく説明されている。「印刷器械」の価格などに関する問いは「稲生治右衛門」からのもので、これについては「東京活版製造所」からの回答が寄せられている。稲生は前述の酒造に関する質問に応答した焼酎製造に携わる人物である。「多分購求セハ割引モ相成候哉」と尋ねており、「活字類ハ二割引、機械類ハ五分引」との回答を得ている。家業に関わる機材としての問い合わせであったのであろうか。「綛糸器械」についての質問は、「武州滝野川村飛鳥山麓」の「綛糸器械」十二基のうちの一、二、三、十二番器械の馬力、運転方法を尋ねるもので、回答も併せて掲載されている。質問者の「野上政衛」は交詢社員姓名録に見えず、人物像は不明である。質問の

背景についてもよく分からない。

六　結び

前二節に見たように、創刊年の『交詢雑誌』は多種多様な記事によって構成されていた。とりわけその過半を占めていた「質疑応答」記事には、近代化の過程にあって急速に変貌を遂げつつある日本の政治や社会の問題点に着目しその改善、克服を思考する視点、また、多くは個々人の欲求の充足に起因するものであろうが、旧幕時代の政治、経済の枠組みを超えて新たな起業機会を求めようとする視点などからするさまざまな質問と回答が全国各地から寄せられて収録されていた。『交詢雑誌』という媒体を介して、時代の転換をそれぞれのレベルで受けとめた個々人の問いかけとそれに呼応する各界各層からの回答が結びつけられたのである。前節に述べたように、交詢社発足後の約八十日間に交詢社本局の発信した書状五、二二五通、受信した書状八八一通、このうち社員からの問い合わせ件数は二二六件にも及んだという数字がこの背景にはあった。福沢が交詢社の発会式において、我々は交詢社の刊行する雑誌によって、「衆智を合して大智と為す」という「人知交通の一大機関を発明工夫」したと演説していたことが現実のものとなったといってよいであろう。

『交詢雑誌』第十三号（六月五日刊）の「雑記」に次のような記事が見られる。これまで、社員のうちで新事業を起こし、もしくは住所移転などで人に報知したいことがあれば一身上のことであっても望み次第に雑誌の巻末に「広告」としてこれを掲げている。これは一つには全社員の知識交換の一助となし、また一つには社員一己の便を図るためであるが、社員の中には発売もしない雑誌中にこのような広告のあることに対して疑問

を持ち、たとえば、雑誌に掲載されている書籍出版の広告はいったい版元のためにするものか、購買者すなわち社員のためのものか判定に迷うという詰問が本局にあったというのである。

『交詢雑誌』に初めて広告が掲載されるようになったのは『大日本東京商人録』の刊行を予告する第四号からである。「職務を主る者は人間交際の義務ある方」であるとして、大小を問わず商業を営む諸君の姓名、職業、住所を手数料を取らずに掲載するので通知されたいとしている。編集長横山錦柵の名は、十三年版交詢社員姓名録に神田区駿河台在住の「商人録編輯長」として記されている。『交詢雑誌』の広告掲載に疑問を持った質問者は尋ねている。もし広告料を徴収しているのであれば、一般の新聞などと同様に広告の掲載は主として著者や版元が書籍を広く販売しようと望んで費用を負担していると見なしうる。しかし、『交詢雑誌』刊行は専ら社員の便宜を図るためのものであるはずであって、そうだとすれば近頃数多く刊行されている一般の著訳書のなかで、その万分の一にも足りない限られた社員の出版した書籍の広告を出すことだけでは社員全体の満足を得られない。僻遠の地にあっては有益の書の出版があってもこれを知らず、新聞紙上と同様の広告を見ても売薬の効能書と同様で信じがたく実物を手にしないでは納得できない。そこでむしろ、各種の新版の書籍を広く捜索して交詢社が有益確実であると認めたものについて、書名、定価等を記事として紹介すべきであると考えるという。これに対して編集者は、書籍の有用と無益とを峻別して取捨すべきものを定めるという方法は敢えて取らない。『交詢雑誌』の広告は「従来の広告」とは自ずから「別事」なのであって、社員の望みに応じて若干の「手数料」を取って巻末に「私事の広告」を載せる趣旨のものなのである。編集の都合もあって掲載出来ないこともあることを了解されたいと答えている。あくまでも紙面は社員間の情報交換の場であるということであろう。すでに述べたように、「社則」前文としての「交詢社設立之大意」に、「同一の主義に依て

意見を同じくするもの」が、「世に先だって一社を結ぶ」ことが今日の急務である考えるとするところから交詢社を組織するとした理念がかたちとしてかなり徹底して現れたものと見ることが出来よう。このことからすると、交詢社は仲間内の閉ざされた組織であるかのように見える。しかし、実際には外見的にもきわめて大きな存在であり、各地に講師を派遣して開催した演説会活動の展開などのこともあって政治結社であると見なされた側面があった。

明治十三年二月二十九日に開かれた集会で、福沢は交詢社の運営についてひとつの要望をしている。[37] すなわち、心事の異なる者は相互にその挙動を見て誤認するものである。交詢社が雅俗相混じさまざまな職種の人々の集まりであることで、世人はこれを「農工会社」か、また「商法会社」かなどとそれぞれに憶測をしているようである。また、「政治の談」が世間に喧しい近頃では、「政談会社」か、「政党」かと誤認する者もあるらしい。およそ人間世界で、「政府の外に棲息の余地」や「政談の外に諮詢す可き事」がないなどということはない。自分はこれらの外に「悠々として逍遥す可き地あり、孜々として勉強す可きことあり」と考える。「区々の政府を目的としてこれに熱心し、或はこれに合し或はこれに離るゝが如き鄙劣の談」は交詢社とは無縁のものであって、諸君もこのことを理解すると共に、この社を見て「異様の観」をなす世人があれば「その迷」を解くことを願うというのである。明治十四年の政変を経た翌十五年四月の「第三回大会」演説[38]でも、「これは恐る可き政談社なりと臆断してこれを避る者」、あるいは「本社の姓名簿を一見して恐怖する者」があるようである。しかし、政党の党員がたまたま交詢社員であったからといって、交詢社が政党であるということではない。社員相互に、「知識を交換し世務を諮詢して、益学識を研き、益芸術を進め、益経世の法を推考し、遂には日本国中学者の社会なり、商工の社会なり、また政事の社会なり、今の交詢社員の一手にこれを押領せん

とて正に勉強」しているというだけのことなのであり、これは尋常にして珍しからぬことなのであって、これを「陰症の政談社」として嫌忌恐怖するが如きは実に「天下の一奇談だ」と力説しているのである。

ところで、マイクロフイル版『交詢雑誌』に収められた同誌第六号附録の「交詢社社員姓名録」の末尾に旧蔵者佐々木籌による次のような書き入れがある。

姓名上丶ノ符アルモノハ余ガ一面識或ハ対談或ハ平素通交ノ人ナリ。又丶ノ印アルハ平生聞及ヒタル人物ナリ。姑ク記シテ余カ交際ノ狭キヲ憾ム。一弾丸大ノ州中一躍シテ過ク可シ。而シテ今此ノ如シ。他日志ノ如クスルコトヲ得バ方ニ交ヲ天下ニ求ムベシ。何ゾ区々一□員ノミナラン。明治十三年五月八夜書之

以自省　佐々木籌愚□□

佐々木は常陸国水戸市在住の師範学校教員であった。この「姓名録」を繰ってみると、面識のある者、対談、通交の人として自身も含めて二二人、聞き及んだことのある人として四二人、にそれぞれの記号が付されている。面識のある人のひとりに福沢諭吉の名があり、聞き及んだ事のある人として義塾教員浜野定四郎や福沢に関係の深い旧中津藩主奥平昌邁、医師松山棟庵などの名が挙げられており、あるいは慶應義塾に学んだ人物かとも思われるが、『慶應義塾入社帳』にはその名を確認できない。この「姓名録」の刊行は三月十五日であった。佐々木の書き入れは「五月八日」のことである。真新しい名簿を検索し終えて、交際の狭きを憾み、自ら省みてこれを書すと認めた佐々木の心情にはきわめて興味深いものがある。面識はないが聞き及んだことのある人として、小野梓、馬場辰猪、草間時福、矢野文雄、中村正直、成島柳北、鍋島直大といった著名人の名が見える一方で、平素通交の人としては石河幹明ほかの茨城師範学校関係者など水戸とその周辺をあまり出ていない。「知識交換・世務諮詢」を謳う交詢社のきわめて素朴な受け止められ方とみることが出来るが、こうし

た事例を含んで千人をはるかに超える各界各層の人々を擁する組織として交詢社は成立していた。やや時間的には溯るが、明治二年の福沢書簡二通をあらためて見てみよう。一通は同年二月の松山棟庵宛[39]、他は十一月の九鬼隆義宛のものである。[40] 前者は和歌山藩における洋学校設立構想への助言として、「只管コンモン、エヂュケーションに心を用ひ、次第に人を導く様いたし度」と述べている。後者では、やはり三田藩の洋学校設立に際して、人に治められる「小人」を導くようにといい、「方今世ノ中には治国之君子乏しきニあらず。唯欠典ハ良政府之下ニ立チ、良政府の徳沢を蒙るへき人民の乏しきなり。下よりこれを求めされハ、上よりこれを施さゞるも亦宜なり。災害下より起れハ、幸福も下より生せん。小民之教育専一と奉存候」と述べている。日本の近代化の基盤を「コンモン、エヂュケーション」によって育まれた「小民」に求めたのである。

人を治める側の人間ではなく、人に治められる側の人間の覚醒が緊急の課題であるということであった。そして、そこに生み出された「小民」が、学校、職域を超えた場としての交詢社という拠点を介してさらに相互に知識を交換し世務を諮詢することにより、「良政府之下ニ立チ、良政府の徳沢を蒙るへき人民」となることが期待されるという構図が想定されていたと考えられるのである。交詢雑誌上における質疑応答記事の仕組みはそのためのきわめて具体的な実践であった。

以上、『交詢雑誌』の刊行意義について、ひいては交詢社の歴史的評価を考える手がかりの一つとして、明治十三年中に刊行された『交詢雑誌』の「質疑応答記事」を中心として述べてきたが、なお多くの検討すべき事柄があると言わなければならない。たとえば、検証は容易ではないが、これらの個々の応答が次の段階にどのように展開したのかについて、可能な限り具体的に追跡することが求められよう。また『交詢社百年史』によれば、社員から交詢社に寄せられた質問状の総件数は明治十三年に一、六九七件で、その後も十七年が一、九

六九件であったことを除けば、二十一年まで毎年二千数百～三千数百件であり、とくに十九年には四、〇七七件を数えている。[41] これらのうちからどのような質問が誌上に取り上げられたのか、十三年以後の質疑内容の推移も見なければならない。さらに質疑応答記事以外の一般論説記事について分析しなければならない。とくに第二十二号（十三年十月五日刊）から巻頭論文が掲載されるようになっている。十三年分の論説記事は付表2の「I」に示した通りであるが、続いて十四年に限って見ても主な論題として「私擬憲法案」（四五号）、「公法撮要」（五〇～五四号）、『各国憲法摘要』（五一～五七号）、「国権拡張論」（五八号）などが相次いで発表されている。また第一一三号（十六年三月一日刊）からは、毎号の表紙の見返しに、東京発行の七大新聞の社説論題を一覧表として比較できるかたちで掲げるというきわめて興味深い試みが始められている。これらのことをあわせて交詢社の活動の原点としての『交詢雑誌』の刊行意義について総合的に考察することが今後の大きな課題として残されている。

注

（1）『交詢社百年史』五一頁。

（2）『交詢社百年史』二五頁。佐志傳「交詢社創立前史」（『史学』五〇巻記念号）参照。

（3）『福沢諭吉書簡集』第二巻、書簡番号三五九。

（4）『福沢諭吉書簡集』第二巻、書簡番号三六〇、『交詢社百年史』五〇四―五頁。

（5）『福沢諭吉書簡集』第二巻、書簡番号三六六。

（6）社則前文「交詢社設立之大意」『交詢社百年史』二一頁。

(7)『交詢社百年史』六〇―六一頁。
(8)『交詢社百年史』六〇頁。
(9)『交詢社百年史』一四一―一四五頁。
(10)『交詢社百年史』二一―二三頁。
(11)『交詢社百年史』一七頁。
(12)『交詢社百年史』二六頁。
(13)『交詢社百年史』二六頁。
(14)『交詢社百年史』二六頁。
(15)『交詢社百年史』二六頁。
(16)『福沢諭吉全集』第一九巻、六五九頁。
(17)『鎌田栄吉全集』第一巻、一九二―一九九頁、『交詢社百年史』五〇三頁。
(18)「交詢社設立之大意」は『福沢諭吉全集』には収録されていない。
(19)本稿執筆のために利用した『交詢雑誌』は、マイクロフイルム版『明治期学術・言論雑誌集成』(ナダ書房刊・一九八七年)所収のものである。本稿中の『交詢社雑誌』からの引用注記は原則として省略する。『交詢雑誌』について、『交詢社百年史』七七―九一頁、佐志傳「『交詢雑誌』の変遷」(『史学』五七巻四号)、山室信一編「マイクロフィルム版『明治期学術・言論雑誌集成』別冊」参照。
(20)『交詢社百年史』七九―八〇頁。
(21)『交詢社百年史』九九頁。
(22)『福沢諭吉書簡集』第二巻、「ひと・5」。
(23)『慶應義塾入社帳』第一巻、『福沢諭吉書簡集』第二巻、書簡番号二二三および四六一、第三巻、書簡番号五一九。

(24)『福沢諭吉書簡集』第三巻、「ひと・15」。
(25)『慶應義塾図書館史』三八頁、『福沢諭吉書簡集』第四巻、書簡番号八六二。
(26)『福沢諭吉書簡集』第五巻、「ひと・15」。
(27)『慶應義塾百年史』上、五九七―六〇四頁。
(28)『福沢諭吉書簡集』第二巻、書簡番号三四六注。
(29)『福沢諭吉書簡集』第一巻、「ひと・21」『交詢雑誌』二五号・雑記。
(30)『福沢諭吉書簡集』第三巻、「ひと・1」。
(31)『交詢月報』第六巻四月号、『交詢社百年史』六四頁。
(32)『恩師先輩　訓話随録』一一九頁、『交詢社百年史』六三頁。
(33)『福沢諭吉書簡集』第一巻、書簡番号七六、黒川剛・熱海貞爾宛（明治二年十月二十八日付）、同九四　熱海貞爾宛（明治三年閏十月十日付）。
(34)前掲書簡番号九四注。
(35)『慶應義塾入社帳』第一巻、二四四頁。
(36)『福沢諭吉書簡集』第一巻、書簡番号二六八。
(37)『福沢諭吉全集』第一九巻、六六四頁。
(38)『福沢諭吉全集』第一九巻、六七一頁。
(39)『福沢諭吉書簡集』第一巻、書簡番号六〇。
(40)『福沢諭吉書簡集』第一巻、書簡番号七九。
(41)『交詢社百年史』八四頁。

付表2　交詢雑誌（明治一三年）記事一覧

類別	号	刊行年月日	題目	執筆者・質問者（＊＊）・回答者（＊）	
I	1	一三・一・五	緒言		
I	1	一三・二・五	本社記事		
I	1	一三・二・五	発会記事		
I	1	一三・二・五	創立事務委員報告		
I	1	一三・二・五	交詢社発会演説	長岡護美	
I	1	一三・二・五	交詢社創立会祝詞交詢字義	西周	
I	2	一三・二・一五	交詢社発会之演説	福沢諭吉	
I	2	一三・二・一五	交詢社役員選挙法ノ解	阿部泰蔵	
I	2	一三・二・一五	雑記		
I	2	一三・二・一五	本社記事		
I	3	一三・二・二五	在神戸兵庫社員ノ祝詞	甲斐織衛ほか二〇名	
I	3	一三・二・二五	東京築地寿美屋ニ於テ福澤君ノ演説	福沢諭吉	
I	3	一三・二・二五	雑記		
I	4	一三・三・五	小会記事	小幡篤次郎郎、福沢諭吉ほか演説	
I	4	一三・三・五	雑記（江木高遠米国赴任告別）	小幡篤次郎郎、福沢諭吉ほか演説	
I	5	一三・三・一五	四月大会建議案		
I	5	一三・三・一五	雑記		
I	6	一三・三・二五	雑記		
I	8	一三・四・一五	雑記		
I	10	一三・五・五	本社録事		
I	10	一三・五・五	大会記事		
I	10	一三・五・五	大会・親睦会福沢諭吉君ノ演説	福沢諭吉	

I		10	一三・五・五	幹事ノ報告	
I		10	一三・五・五	雑記	
I		14	一三・六・一五	雑記	
I		15	一三・六・二五	雑記	
I		16	一三・七・五	雑記（農部会則）	
I		17	一三・七・一五	阿部君漫遊記略	
I		18	一三・七・二五	雑記	
I		19	一三・八・五	雑記（横浜英字新聞記事）	
I		20	一三・八・一五	雑記	
I		21	一三・八・二五	雑記	
I		22	一三・九・五	北陸巡回紀行	猪飼麻次郎・波多野承五郎
I		22	一三・九・五	麗和交詢会ノ報道	
I		22	一三・九・五	雑記	
I		23	一三・九・一五	北陸巡回紀行（前号ノ続）	猪飼麻次郎・波多野承五郎
I		23	一三・九・一五	雑記	
I		24	一三・九・二五	本月一一日迄入退社人名	
I		25	一三・一〇・五	千葉交詢会報告	
I		25	一三・一〇・五	雑記	
I		25	一三・一〇・五	社告	
I		26	一三・一〇・一五	三河交詢会報告	
I		26	一三・一〇・一五	北陸巡回記（二三号ノ続キ）	
I		26	一三・一〇・一五	常議員会記事	
I		26	一三・一〇・一五	雑記	
I		27	一三・一〇・二五	麗和交詢会報告	
I		27	一三・一〇・二五	北陸巡回記（前号ノ続）	

I		27	一三・一〇・二五	雑記	
I		28	一三・一一・五	北陸巡回日記（前号ノ続キ）	
I		28	一三・一一・五	雑記	
I		29	一三・一一・一五	北陸巡回日記（前号ノ続キ）	
I		29	一三・一一・一五	常議員会記事	
I		30	一三・一一・二五	北陸巡回日記（前号ノ続キ）	
I		30	一三・一一・二五	雑記	
I		31	一三・一二・五	雑記	
I		32	一三・一二・一五	八日市場駅近傍社員演説会記行	岡崎亀雄
I		32	一三・一二・一五	常議員会記事	
I		32	一三・一二・一五	雑記	
I		33	一三・一二・二五	函館交詢会報告	
I		33	一三・一二・二五	北越交詢会報告	
I		33	一三・一二・二五	雑記	
II		2	一三・二・一五	和田義郎君（本社創立事務委員）管理幼稚舎ノ記	
II		3	一三・二・二五	東京新燧社之記（摺附木製造所・清水誠）	
II		5	一三・三・一五	東京新燧社之記（前号ノ続キ）	
II		4	一三・三・五	越中人島巌碧遺産ヲ寄付シテ農学校ノ設立ヲ請願シタル事	阿部泰蔵
II		5	一三・三・一五	強兵論第一徴兵法	
II		6	一三・三・二五	内国船舶噸数石数	
II		6	一三・三・二五	地租改正ノ影響	阿部泰蔵
II		6	一三・三・二五	油紙ヨリ火ノ発スル原由	
II		6	一三・三・二五	内国産建築用石材	笠原忠家
II		7	一三・四・五	高島炭坑ヘ伊国皇族臨視ノ略記	

Ⅱ		9	一三・四・二五	験震器図説	
Ⅱ		9	一三・四・二五	魚鳥会社設立之主旨	岩崎秀雄出願
Ⅱ		14	一三・六・一五	阿波国勝浦郡石炭脈概況ノ報知	益田永武
Ⅱ		15	一三・六・二五	繭ヲ貯フル良法	宮崎有敬
Ⅱ		18	一三・七・二五	日本茶ノ起源	半耕園主人
Ⅱ		19	一三・八・五	四五年間駿河国沼津宿米穀等実際取引相場表	同所穀商和田伝太郎調査・社員磯辺物外通報
Ⅱ		20	一三・八・一五	四五年間駿河国沼津宿米穀等実際取引相場表（続キ）	
Ⅱ		21	一三・八・二五	三種神器説	在東京社員鈴木真年
Ⅱ		23	一三・九・一五	農事通信	在豊前西国東社員某
Ⅱ		23	一三・九・一五	農事通信の2	羽前田川郡社員某
Ⅱ		24	一三・九・二五	茶実油ノ製法	稲生治右衛門
Ⅱ		25	一三・一〇・五	条約改正論	犬養毅
Ⅱ		26	一三・一〇・一五	条約改正論（前号ノ続）	犬養毅
Ⅱ		27	一三・一〇・二五	条約改正論（前号ノ続）	犬養毅
Ⅱ		25	一三・一〇・五	甲州農事通信	
Ⅱ		26	一三・一〇・一五	盲唖院設立ノ議	松村精一郎
Ⅱ		26	一三・一〇・一五	長慶天皇山陵考	岡谷繁実
Ⅱ		27	一三・一〇・二五	上議院論	阿部泰蔵
Ⅱ		27	一三・一〇・二五	牛脂ヨリ硬脂酸ヲ製スル法	宇都宮三郎述・成田五十穂筆記
Ⅱ		28	一三・一一・五	駒場農学校蘆粟試験報告	農部員恒藤規隆
Ⅱ		29	一三・一一・一五	蘆粟栽培法（前号試験報告ノ続）	
Ⅱ		28	一三・一一・五	交通論	社員福沢諭吉
Ⅱ		29	一三・一一・一五	酒税論	
Ⅱ		30	一三・一一・二五	一子相続ノ法ヲ廃シ衆子相続ノ法ヲ設クヘキノ論	森下岩楠
Ⅱ		33	一三・一二・二五	衆子相続ノ法ヲ設クルノ論（三〇号ノ続）	森下岩楠

Ⅱ		31	一三・一二・五	万屋ハ未開化ノ看板	相馬永胤
Ⅱ		31	一三・一二・五	世道溯原	菅桐南
Ⅱ		33	一三・一二・一五	世道溯原（前号ノ続キ）	菅桐南
Ⅱ		33	一三・一二・二五	世道溯原（前号ノ続キ）	菅桐南
Ⅱ		31	一三・一二・五	日本鉄道ノ由来及ヒ概況	工学会員杉山輯吉
Ⅱ		31	一三・一二・五	米国通信	在紐育府岩田茂穂
Ⅱ		32	一三・一二・一五	米国通信	在紐育府岩田茂穂
Ⅱ		33	一三・一二・二五	米国紐育茶市場報告書	赤坂亀次郎・笠原恵
Ⅱ		32	一三・一二・一五	三椏培養法ノ概略	磯辺物外
Ⅱ		33	一三・一二・二五	商況及ヒ農事通信	羽前社員中里勲報

Ⅲ—1	1	4	一三・三・五	我国ノ富欧米諸国ニ及バザル原因ノ問	由利公正	＊＊
Ⅲ—1	2	4	一三・三・五	雑記（質疑五件）	在神戸社員（鹿島秀麿・白河敏儒・安倍誠五郎）	＊＊
Ⅲ—1		7	一三・四・五	在神戸社員ノ問ニ答フル演説ノ1（国税ト地方税）	箕浦勝人	＊
Ⅲ—1		8	一三・四・一五	在神戸社員ノ問ニ答フル演説ノ2（国会・府県会選挙法）	津田純一	＊
Ⅲ—1		9	一三・四・二五	在神戸社員ノ問ニ答フル演説ノ3（分権新論）	四屋純三郎	＊
Ⅲ—1		12	一三・五・二五	在神戸社員ノ問ニ答フル演説ノ4（国税ト地方税）	田尻稲二郎	＊
Ⅲ—1		16	一三・七・五	在神戸社員ノ問ニ答フル演説ノ5（国会議員選挙法）	鎌田栄吉	＊
Ⅲ—1		18	一三・七・二五	国会議員選挙法（第一六号ノ続キ）	鎌田栄吉	＊
Ⅲ—1	3	17	一三・七・一五	問題三章（選挙法等）		＊＊
Ⅲ—1		19	一三・八・五	直接間接参用選挙法ノ問ニ答フ（第一七号中ノ問）	在東京社員某	＊
Ⅲ—1	4	26	一三・一〇・一五	日本全国ノ長広幅員経緯度人口村数ノ問	葛親順	＊＊
Ⅲ—1		26	一三・一〇・一五	日本全国ノ長広幅員経緯度人口村数ノ問（答）		＊
Ⅲ—1	5	28	一三・一一・五	府下一五区内地主家持戸数ヲ問フ	東京社員某	＊＊
Ⅲ—1		28	一三・一一・五	府下一五区内地主家持戸数ヲ問フ（答）	東京社員某	＊

Ⅲ—1	6	29	一三・一一・一五	英仏伊貿易条約			*
Ⅲ—1		30	一三・一一・二五	英伊貿易条約			*
Ⅲ—2	1	8	一三・四・一五	本邦銭ノ起源	美山式、勝浦鞆雄		**
Ⅲ—2		8	一三・四・一五	本邦銭ノ起源（答）	成嶋柳北		*
Ⅲ—2	2	15	一三・六・二五	本邦旧時貨幣ノ問答	長谷川菊太郎		**
Ⅲ—2		15	一三・六・二五	本邦旧時貨幣ノ問答（答）	成嶋柳北		*
Ⅲ—2	3	18	一三・七・二五	旧貨幣二匹ノ目アル由来（問略ス）	在東京社員某		*
Ⅲ—2		25	一三・一〇・五	旧貨幣二匹ノ目アル由来ノ疑問（第一八号ヲ読ム）	成島柳北		*
Ⅲ—2	4	23	一三・九・一五	金銀本位ノ問答	重見維誠		**
Ⅲ—2		23	一三・九・一五	金銀本位ノ問答（答）	津田純一		*
Ⅲ—2	5	25	一三・一〇・五	問題（金銀貨・紙幣価位ノ差、紙幣流通量、物価ノ基準）	在横浜某		**
Ⅲ—2	6	28	一三・一一・五	鉄銭ノ質疑	ブラムセン		**
Ⅲ—2		28	一三・一一・五	鉄銭ノ質疑（答）	成島柳北		*
Ⅲ—2	7	18	一三・七・二五	資財貯蓄法ノ問	在伊勢社員某		**
Ⅲ—2	8	21	一三・八・二五	金融壅塞ノ事（問）	在陸中国社員		**
Ⅲ—2		32	一三・一二・一五	三陸地方金融壅塞ノ原因ニ答フ（第二一号ノ問）	在東京社員某		*
Ⅲ—2	9	4	一三・三・五	東京へ蝋燭輸送法ノ問答	在豊前社員某		**
Ⅲ—2		4	一三・三・五	東京へ蝋燭輸送法ノ問答（答）	在東京社員某		*
Ⅲ—2	10	12	一三・五・二五	帆船回漕状況ノ問答	在越中社員某		**
Ⅲ—2		12	一三・五・二五	帆船回漕状況ノ問答（答）	在神戸社員某		*
Ⅲ—2	11	17	一三・七・一五	貿易商会設立趣意書	遠近ノ社員某々ヨリ問		**
Ⅲ—2	12	22	一三・九・五	政府ニテ会社ヲ保護スルノ利害ヲ問フ	白河敏儒		**
Ⅲ—2	22	一三・九・五	政府ニテ会社ヲ保護スルノ利害ヲ問フ（答）	在東京社員某		*
Ⅲ—2	13	28	一三・一一・五	私立商社ノ事ヲ問フ	竹岡順三		**
Ⅲ—2		28	一三・一一・五	私立商社ノ事ヲ問フ（答）	東京某		*

Ⅲ—2	14	22	一三・九・五	農事研究所設立ノ問	在甲斐社員某	**
Ⅲ—2		22	一三・九・五	農事研究所設立ノ問（答）	在東京社員某	*
Ⅲ—2	15	16	一三・七・五	水車馬力ヲ算スルノ法（問略ス）	熱海貞爾	**
Ⅲ—2	16	26	一三・一〇・一五	本邦尋常飲食物分析ノコト	社員某	**
Ⅲ—2		26	一三・一〇・一五	甘藷分析表（衛生局報告抄）		*
Ⅲ—2		27	一三・一〇・二五	穀物分析表（前号分析表ノ続）		*
Ⅲ—2		28	一三・一一・五	魚肉能毒弁（食物分析表之続）		*
Ⅲ—2		29	一三・一一・一五	獣肉検査法（食物検査法ノ続キ）		*
Ⅲ—2		30	一三・一一・二五	味噌豆腐湯葉試験説（食物分析表ノ続キ）		*
Ⅲ—2		32	一三・一二・一五	味噌ノ種類（食物分析表ノ続キ）		*
Ⅲ—2		33	一三・一二・二五	豆腐湯葉種類（前号ノ続）		*
Ⅲ—2	17	21	一三・八・二五	凶荒予備法ノ事	在陸奥国社員某	**
Ⅲ—2		24	一三・九・二五	凶荒予備ノ問	豊前国社員副四郎	**
Ⅲ—2		24	一三・九・二五	凶荒予備ノ問（答）	犬養毅	*
Ⅲ—2		25	一三・一〇・五	在陸奥国社員凶荒予備法ノ問ニ答フ（第二一号）	作楽華窩主人	*
Ⅲ—2	18	32	一三・一二・一五	田畝小作ニ付各地習慣ノ問	原龍太	**
Ⅲ—2		32	一三・一二・一五	田畝小作ニ付各地習慣ノ問（答）	在下総下埴生郡長沼村山本嘉平次	*
Ⅲ—2		32	一三・一二・一五	田畝小作ニ付各地習慣ノ問（答第2）	在信濃更級郡北原駅飯嶋正治	*
Ⅲ—2		32	一三・一二・一五	田畝小作ニ付各地習慣ノ問（答第3）	在常陸行方郡潮来村関戸覚蔵	*
Ⅲ—2		32	一三・一二・一五	田畝小作ニ付各地習慣ノ問（答第4）	在下野足利郡利保村阿由葉勝作	*
Ⅲ—2		32	一三・一二・一五	田畝小作ニ付各地習慣ノ問（答第5）	在下総下埴生郡北羽鳥伊藤聰輔	*
Ⅲ—2		32	一三・一二・一五	田畝小作ニ付各地習慣ノ問（答第6）	在安房長狭郡小風原永井伝十郎	*
Ⅲ—2		33	一三・一二・二五	各地田畝小作ノ答第7	在下総中葛飾郡西宝珠花村瀬栄造	*
Ⅲ—2		33	一三・一二・二五	各地田畝小作ノ答第8	在駿州沼津江原素六	*
Ⅲ—2		33	一三・一二・二五	各地田畝小作ノ答第9	在越中砺波郡金剛寺藤井正秀	*

Ⅲ—2		33	一三・一二・二五	各地田畝小作ノ答第10	在伊勢奄藝郡椋本村駒田彦之丞	*
Ⅲ—2		33	一三・一二・二五	各地田畝小作ノ答第11	在越後三島郡塚野山長谷川菊太	*
Ⅲ—2		33	一三・一二・二五	各地田畝小作ノ答第12	在越後南蒲原郡見附小林勝三郎	*
Ⅲ—2		33	一三・一二・二五	各地田畝小作ノ答第13	在武蔵北足立土屋永田庄作	*
Ⅲ—2		33	一三・一二・二五	各地田畝小作ノ答第14	在豊後国国東郡高田是恒真楫	*
Ⅲ—2	19	7	一三・四・五	米価ノ問	内海共之	**
Ⅲ—2		7	一三・四・五	同答第1	在東京社員某	*
Ⅲ—2		7	一三・四・五	同答第2	在兵庫社員某	*
Ⅲ—2		7	一三・四・五	同答第3	在神戸社員某	*
Ⅲ—2		7	一三・四・五	同答第4	在大阪社員某	*
Ⅲ—2		7	一三・四・五	同答第5	在下ノ関社員某	*
Ⅲ—2		7	一三・四・五	同答第6	在東京社員某	*
Ⅲ—2	20	19	一三・八・五	維新前後東京貯米及ヒ輸入米ノ問	在東京社員某	**
Ⅲ—2		19	一三・八・五	維新前後東京貯米及ヒ輸入米ノ問（答）	在東京社員某	*
Ⅲ—2	21	23	一三・九・一五	問題四章	近藤九満二	**
Ⅲ—2		25	一三・一〇・五	米穀貯蔵法ノ問ニ答フ（第二三号）	南紀瀬戸健介	*
Ⅲ—2		28	一三・一一・五	米穀貯蔵法ノ問ニ答フ	稲生治右衛門	*
Ⅲ—2		28	一三・一一・五	米穀貯蔵法ノ問ニ答フ	山本嘉平次	*
Ⅲ—2		28	一三・一一・五	米穀貯蔵法ノ問ニ答フ	田中米作	*
Ⅲ—2	22	26	一三・一〇・一五	本年ノ米作		*
Ⅲ—2		28	一三・一一・五	穀類儲蓄年限保存方法他質問一四章	社員某	*
Ⅲ—2	23	21	一三・八・二五	蝗蝻ハ蝦子ノ変生ニ係ル説	作楽華窩主人	**
Ⅲ—2		24	一三・九・二五	虫害駆除法ノ問	埼玉県下永田庄作	**
Ⅲ—2	24	11	一三・五・一五	小麦ノ病質及地味ヲ荒消スル原因	尾島政軏	**
Ⅲ—2		11	一三・五・一五	小麦ノ病質及地味ヲ荒消スル原因（答）	恒等規隆	*

Ⅲ—2	25	4	一三・三・五	木綿ノ質疑	石渡貞夫	＊＊		
Ⅲ—2		4	一三・三・五	木綿ノ質疑（答）	栗本鋤雲	＊		
Ⅲ—2		6	一三・三・二五	木綿質疑ノ答追加	鈴木弘恭	＊		
Ⅲ—2		24	一三・九・二五	木綿説第二（第四号栗本君ノ答ヲ読ム）	日向社員某	＊		
Ⅲ—2	26	9	一三・四・二五	今前五十年間真綿生糸桑葉価格ノ問	茂木吉次	＊＊		
Ⅲ—2		12	一三・五・二五	生糸真綿桑葉価格表（答）	佐藤文之助	＊		
Ⅲ—2		14	一三・六・一五	生糸輸出相場及ヒ製法ノ問	行方正言	＊		
Ⅲ—2		14	一三・六・一五	生糸輸出相場及ヒ製法ノ問（答）	在福島社員某	＊		
Ⅲ—2	27	16	一三・七・五	生糸製造法ノ問	在備中社員某	＊＊		
Ⅲ—2		16	一三・七・五	生糸製造法ノ問（答）	在東京社員某	＊		
Ⅲ—2	28	17	一三・七・一五	蚕桑ノ起源（問略ス）	鈴木真年	＊		
Ⅲ—2	29	19	一三・八・五	野蚕飼養法	社員浜田与二米	＊＊		
Ⅲ—2		19	一三・八・五	野蚕飼養法（答）	在信濃社員某	＊		
Ⅲ—2	30	8	一三・四・一五	紅花ノ現況	在東京社員某	＊＊		
Ⅲ—2		8	一三・四・一五	紅花ノ現況（答）	在横浜社員某	＊		
Ⅲ—2	31	20	一三・八・一五	甘露ノ性質	在東京社員某	＊		
Ⅲ—2	32	15	一三・六・二五	桐樹ノ他ノ植物ニ害ヲ為ス因由問答	唐牛桃里	＊＊		
Ⅲ—2		15	一三・六・二五	桐樹ノ他ノ植物ニ害ヲ為ス因由問答（答）	栗本鋤雲	＊		
Ⅲ—2	33	19	一三・八・五	客年来茶価ノ俄ニ立直リシ原因ノ問	竹下佳隆	＊＊		
Ⅲ—2		19	一三・八・五	客年来茶価ノ俄ニ立直リシ原因ノ問（答）	在横浜社員某	＊		
Ⅲ—2	34	19	一三・八・五	蛤類生卵蕃殖法（問略ス）	岩島匡徴	＊		
Ⅲ—2	35	20	一三・八・一五	鯨猟法ノ問	在仙台社員某	＊＊		
Ⅲ—2		20	一三・八・一五	鯨猟法ノ問（答）	石垣徳太郎・大石余平・松田源五郎	＊		
Ⅲ—2	36	30	一三・一一・二五	海豚捕漁法問答	高力衛門	＊＊		
Ⅲ—2		30	一三・一一・二五	海豚捕漁法問答（答第一）	磯辺物外	＊		

Ⅲ—2	30	一三・一一・一二五	海豚捕漁法問答（答第一）	在東京社員某	*
Ⅲ—2	32	一三・一二・一五	再ヒ海豚捕漁ノ問ニ答フ	磯辺物外	*
Ⅲ—2	8	一三・四・一五	日本牛ノ説（答）	社員某	**
Ⅲ—2	23	一三・九・一五	牧畜ノ問	在東京社員某	**
Ⅲ—2	23	一三・九・一五	牧畜ノ問（答）	後藤達三	*
Ⅲ—2	24	一三・九・二五	牧畜ノ問（答）（前号ノ続キ）	後藤達三	*
Ⅲ—2	6	一三・三・二五	焼酎蒸溜法	稲生治右衛門	**
Ⅲ—2	21	一三・八・二五	焼酎ノ臭気ヲ抜クコト並ニ「ブランデー」製法ノ問（答）	在尾張国社員某	**
Ⅲ—2	21	一三・八・二五	焼酎ノ臭気ヲ抜クコト並ニ「ブランデー」製法ノ問	在東京社員某	*
Ⅲ—2	24	一三・九・二五	焼酎・ブランデー問答（第二一号）ヲ読ム	林□	*
Ⅲ—2	26	一三・一〇・一五	焼酎・ブランデー問答（第二一号）ノ疑惑ヲ弁ズ	成田五十穂	*
Ⅲ—2	22	一三・九・五	酒糟製醤油ノ問	竹下佳隆	**
Ⅲ—2	22	一三・九・五	酒糟製醤油ノ問（答）	在周防社員某	*
Ⅲ—2	30	一三・一一・一二五	麦酒醸造法問答	江原素六	**
Ⅲ—2	30	一三・一一・二五	麦酒醸造法問答（答）	野口正章	*
Ⅲ—2	31	一三・一二・五	清酒醸造並貯蔵法ノ問	林算九郎	**
Ⅲ—2	31	一三・一二・五	清酒醸造並貯蔵法ノ問（答）	在東京社員某	*
Ⅲ—2	31	一三・一二・五	清酒醸造並貯蔵法ノ問（答第2）	稲生治右衛門	*
Ⅲ—2	32	一三・一二・一五	清酒醸造法ノ答第二（前号ノ続キ）		*
Ⅲ—2	18	一三・七・二五	製糖ニ関スル問五		**
Ⅲ—2	18	一三・七・二五	製糖ニ関スル問五（答）	青山基	*
Ⅲ—2	25	一三・一〇・五	粉蒟蒻製造方問	市古七郎平	**
Ⅲ—2	25	一三・一〇・五	粉蒟蒻製造方問（答）	在常陸国社員某	*
Ⅲ—2	25	一三・一〇・五	粉蒟蒻製造方問（答）	社員原田信民	*

Ⅲ—2	45	26	一三・一〇・一五	蜜柑缶詰方ノ問	紀伊美山式	＊＊	
Ⅲ—2		26	一三・一〇・一五	蜜柑缶詰方ノ問（答）	社員某	＊	
Ⅲ—2	46	18	一三・七・二五	松根油製造問	在陸奥社員某	＊＊	
Ⅲ—2		18	一三・七・二五	松根油製造問（答）	在東京社員某	＊	
Ⅲ—2	47	27	一三・一〇・二五	魚油原質ノ事	浜田与二米	＊＊	
Ⅲ—2		29	一三・一一・一五	魚油質ノ問ニ答フ（第二七号ノ問）	東京社員某	＊	
Ⅲ—2	48	31	一三・一二・五	北海道〆粕ノ産地等ヲ問フ	在東京社員某	＊＊	
Ⅲ—2		31	一三・一二・五	北海道〆粕ノ産地等ヲ問フ（答）	在函館社員某	＊	
Ⅲ—2	49	18	一三・七・二五	陶器製造ノ土石ヲ輸出スルノ利害ヲ問フ	笠原忠家	＊＊	
Ⅲ—2	50	26	一三・一〇・一五	諸金属ノ価質問	中村貞吉	＊＊	
Ⅲ—2		26	一三・一〇・一五	諸金属ノ価質問（答）	岩本五兵衛	＊	
Ⅲ—2	51	5	一三・三・一五	熔礦炉ノ問答	山県悌ニ郎	＊＊	
Ⅲ—2		5	一三・三・一五	熔礦炉ノ問答（答）	金子精一	＊	
Ⅲ—2	52	27	一三・一〇・二五	瓦斯売リ捌方ノ問	林勘兵衛	＊＊	
Ⅲ—2		27	一三・一〇・二五	瓦斯売リ捌方ノ問（答）	鹿島岩蔵	＊	
Ⅲ—2		28	一三・一一・五	瓦斯売リ捌方ノ答（前号ノ続キ）		＊	
Ⅲ—2	53	30	一三・一一・二五	浚泥手転器問答	豊前国社員某	＊＊	
Ⅲ—2		30	一三・一一・二五	浚泥手転器問答（答）	陸前君社員某	＊	
Ⅲ—2	54	26	一三・一〇・一五	印刷器械ノ問	稲生治右衛門	＊＊	
Ⅲ—2		26	一三・一〇・一五	印刷器械ノ問（答）	東京活版製造所	＊	
Ⅲ—2	55	26	一三・一〇・一五	綛糸器械ノ問	野上政衛	＊＊	
Ⅲ—2		26	一三・一〇・一五	綛糸器械ノ問（答）		＊	
Ⅲ—3	1	11	一三・五・一五	史上ノ四問答（義経ノ事跡、紀伊国屋文左衛門ノ末路等）	在東京社員某	＊＊	
Ⅲ—3		11	一三・五・一五	史上ノ四問答（答）	岡谷繁実	＊	
Ⅲ—3	2	13	一三・六・五	豊臣氏日本総検地	和達孚嘉	＊＊	

Ⅲ—3		13	一三・六・五	豊臣氏日本総検地（答）	栗田興功	*
Ⅲ—3	3	17	一三・七・一五	船名丸ノ字ノ由来（問略ス）	半耕園主人	*
Ⅲ—3	4	21	一三・八・二五	菊桐御紋章ノ問	在三河国社員某	**
Ⅲ—3		21	一三・八・二五	菊桐御紋章ノ問（答）	在東京社員某	*
Ⅲ—3	5	27	一三・一〇・二五	西詩起源沿革ノ問ニ答フ	荒川新十郎	*
Ⅲ—3	6	26	一三・一〇・一五	遣唐副使小野篁ノ詩ノ出典		**
Ⅲ—3	7	3	一三・二・二五	遺産処分法ノ問		**
Ⅲ—3		11	一三・五・一五	遺産処分法ノ問（第二号）ニ答フ	津田純一・増島六一郎・相馬永胤・目賀田種太郎	*
Ⅲ—3		11	一三・五・一五	遺産相続慣例ノ問	在東京社員某	**
Ⅲ—3	8	14	一三・六・一五	賭博論	永田正作	**
Ⅲ—3		14	一三・六・一五	賭博論（答）	曲江漁史	*
Ⅲ—3	9	14	一三・六・一五	雑記（交詢雑誌掲載広告ニ付質疑）		*
Ⅲ—3	10	15	一三・六・二五	問題六章		**
Ⅲ—3		21	一三・八・二五	欧州新聞起源ノ答（第一五号中ノ問）	在東京社員某	*
Ⅲ—3	11	14	一三・六・一五	教育上ノ質疑三条	在東京社員某	**
Ⅲ—3		18	一三・七・二五	教育令影響ノ問	在東京社員某	**
Ⅲ—3		20	一三・八・一五	教育上ノ問	佐久間吉太郎	**
Ⅲ—3		20	一三・八・一五	教育上ノ問（答）	在東京社員某	*
Ⅲ—3		25	一三・一〇・五	教育ノ質疑（欧米諸国教育ノ起源、自由主義ト干渉主義）	白河敏儒	**
Ⅲ—3	12	13	一三・六・五	支那語之説	在東京社員某	**
Ⅲ—3		13	一三・六・五	支那語之説（答）	鄭永寧	*
Ⅲ—3	13	18	一三・七・二五	物理上ノ二問	山県悌三郎	**
Ⅲ—3		18	一三・七・二五	物理上ノ二問（答）	浜野定四郎	*
Ⅲ—3	14	27	一三・一〇・二五	宗教ノ問	脇山義保	**
Ⅲ—3		27	一三・一〇・二五	宗教ノ問（答）	菅桐南	*

Ⅲ—3		33	一三・一二・二五	向後日本ノ宗教ハ何宗ヲ専一ニ弘通スルガ的実ナルヤノ問	在尾州社員某	**	
Ⅲ—3	15	27	一三・一〇・二五	法律上ノ問（死人ニ暴行ヲ加エタル者ノ罪）	熊野真彦	**	
Ⅲ—3		31	一三・一二・五	法律上ノ問（第二七号）ニ答ヘ併セテ起問	在神戸社員桑田親五	*	
Ⅲ—3	16	33	一三・一二・二五	日本尺度ノ質疑	在尾仙台社員某	**	
Ⅲ—2	17	21	一三・八・二五	呉服一端ノ長ヲ問	在陸中国社員某	**	
Ⅲ—2		21	一三・八・二五	呉服一端ノ長ヲ問（答）	在東京社員某	*	
Ⅲ—3	18	12	一三・五・二五	肺病及ヒ脳疾原由ノ問答	在東京社員某	**	
Ⅲ—3		12	一三・五・二五	肺病及ヒ脳疾原由ノ問答（答）	在東京社員某	*	
Ⅲ—3		13	一三・六・五	肺病及ヒ脳疾原由ノ問答（答）前号ノ続キ		*	
Ⅲ—3		15	一三・六・二五	肺病及ヒ脳疾原由ノ問答（第一三号ノ続キ）		*	
Ⅲ—3	19	16	一三・七・五	夢ノ原因	社員某	**	
Ⅲ—3		16	一三・七・五	夢ノ原因（答）	井上哲二郎	*	
Ⅲ—3		17	一三・七・一五	夢ノ原因（前号ノ続キ）		*	
Ⅲ—3	20	19	一三・八・五	生卵ノ胃ヲ傷ル理ヲ問フ	在仙台社員某	**	
Ⅲ—3	21	23	一三・九・一五	腋臭ノ原因並治方（答）	在東京社員某	*	
Ⅲ—3	22	23	一三・九・一五	食物ノ食合セヲ忌ムコト拠ル所アルモノナルヤノ問ニ答フ	在東京社員某	**	
Ⅲ—3	23	30	一三・一一・二五	僂麻質斯（レウマチス）養生法ノ問	長谷川菊太	**	
Ⅲ—3		30	一三・一一・二五	急性関節僂麻質斯	東京社員某	*	
Ⅲ—3		32	一三・一二・一五	僂麻質斯答（第三〇号ノ続キ）		*	
Ⅲ—3	24	32	一三・一二・一五	吹煙ノ疑問	本山一貴	**	
Ⅲ—3		32	一三・一二・一五	吹煙ノ疑問（答）	在東京社員某	*	